

# 第2部

---

平成23年度

食料・農業・農村施策

## 概 説

### 1 施策の重点

東日本大震災対策として、農地・農業用施設の復旧、農業経営の継続・再建支援等に全力で取り組みました。

「食料・農業・農村基本計画」（22年3月策定）の目標の実現及びその課題の克服に向けて、食料自給率向上に向けた施策、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策、農村の振興に関する施策及び食料・農業・農村に横断的に関係する施策等を総合的かつ計画的に展開しました。特に、農業者戸別所得補償制度の本格実施、農山漁村の6次産業化の推進、食の安全・安心の確保等の諸施策に重点的に取り組みました。

また、今後、5年間で農林漁業の競争力・体質強化、地域振興を集中展開し、食と農林漁業の再生を早急に図るために、政府の食と農林漁業の再生推進本部は、23年10月、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を策定しました。

なお、高いレベルの経済連携と農林漁業の再生等の両立を実現するための具体的な方策については、個別の経済連携ごとに検証することとされました。

### 2 財政措置

- (1) 23年度農業関係一般会計当初予算額は、総額1兆7,672億円及び農山漁村地域整備交付金として318億円を計上しました。これにより、①農業者戸別所得補償制度の本格実施、②農業生産基盤の整備、③生産対策の充実・強化、④農山漁村の6次産業化対策、⑤食の安全・消費者の信頼確保対策、⑥技術開発を推進しました。
- (2) 23年度の農林水産関係の財政投融資計画額、1,826億円を計上しました。このうち主要なものは、(株)日本政策金融公庫への1,700億円となりました。

### 3 立法措置

23年度においては、第177回国会で以下の法律が成立しました。

- ・「森林法の一部を改正する法律」
- ・「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」
- ・「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律」
- ・「農林水産省設置法の一部を改正する法律」
- ・「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律」

また、23年度において、以下の法律が施行されました。

- ・「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」
- ・「東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律」
- ・「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」
- ・「農林水産省設置法の一部を改正する法律」
- ・「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律」

### 4 組織の再編整備

#### (1) 本省組織の再編整備

- ア 農業者戸別所得補償制度の本格実施に伴う交付金と農業者戸別所得補償制度全体の総括について、経営局が担当する体制を整備しました。
- イ 水田活用のための交付金や、従来、総合食料局食糧部において担当していた米麦の需給対策等の米麦政策を含む農畜産物にかかる政策を、生産局が一元的に担当する体制を整備するとともに、新たに生産振興審議官を設置しました。
- ウ 総合食料局を、従来から担当していた食品産業政策に加え、生産・加工・販売の一体化のための産地の支援、知的財産保護、地域ブランド化、地産地消、輸出促進、

バイオマスの利活用等を含む農山漁村・農林漁業の 6 次産業化等を担当する局に再編し、食料産業局を新設しました。

エ 口蹄疫等悪性伝染病の防疫対策に必要な危機管理体制や海外における食料の生産状況等の調査体制を強化するため、動物検疫所に専門家を増員配置するとともに、国際食料調査官を新設しました。

オ 政策評価、行政事業レビュー、業務のリスク管理等を推進する事務局体制を強化するため、政策評価審議官－大臣官房評価改善課のラインを設けました。

カ 「食」に関する将来ビジョン（22 年 12 月策定）の推進体制として、大臣官房政策課に食ビジョン推進室を設置しました。

## （2）地方組織の再編整備

農業経営の安定や食品安全に関する業務等を国が的確に実施する体制を整備するため、地方農政事務所等を廃止し、65 の地域センター及び 38 の支所を設置しました。

## 5 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする税制措置を講じました。

### （1）農業経営の安定化

ア 農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる交付金等を見直した上、その適用期限を 2 年延長しました（所得税・法人税）。

イ 輸入・国産農林漁業用 A 重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を 1 年延長しました（石油石炭税）。

### （2）農林水産関連産業の振興

ア 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度について、対象設備から米穀粉製造設備のひきうす式及び媒体式の粉碎装置を除外した上、その適用期限を 2 年延長しました（所得税・法人税）。

イ 「特定農産加工業経営改善臨時措置法」（元年 7 月施行）に基づく特例措置について、次のとおり見直しました。

（ア）「特定農産加工業経営改善臨時措置法」の特定農産加工業者に該当するものが、24 年 4 月から 26 年 3 月末までの間に、承認を受けた経営改善措置に関する計画に定める機械装置の取得等をした場合には、その取得価額の 30% の特別償却ができる措置を講じました（所得税・法人税）。

（イ）事業用施設にかかる資産割の特例（資産割 4 分の 1 控除）について、その適用期限を 2 年延長しました（事業所税）。

### （3）農山漁村の活性化・環境対策の推進

環境関連投資促進税制を創設し、バイオマスエタノール製造設備を対象としました（所得税・法人税）。

## 6 金融措置

農業の 6 次産業化の推進・意欲ある多様な農業者の育成の観点から、経営の特性に応じた農業者の創意工夫を活かすことのできる支援措置である農業制度金融の充実を図りました。

## 7 政策評価

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（14 年 4 月施行）に基づき、22 年 8 月に定めた政策評価基本計画（5 年間計画）及び実施計画（単年度計画）により、事前評価（政策を決定する前に行う政策評価）、事後評価（政策を決定した後に行う政策評価）を推進しました。

## 東日本大震災に関する施策

### 1 農業・農村の本格的復興に向けた対策

#### （1）東日本大震災復興基本法の成立及び復興基本方針の策定

23 年 6 月に成立した「東日本大震災復興基本法」に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」を同年 7 月策定し、同年 8 月に改定しました。本基本方針では、被災地の農林水産

業の復興を図り、東北を新たな食料供給基地として再生するために、3つの戦略（①高付加価値化（6次産業化等）、②低コスト化、③農業経営の多角化）を組み合わせ、力強い農業構造の実現を支援すること等を定めました。

### （2）農業・農村の復興マスタープランの策定

「東日本大震災からの復興の基本方針」を深化させ具体化するものとして、23年8月に「農業・農村の復興マスタープラン」を策定し、同年11月に改定しました。

また、本マスタープランでは、農地の復旧のスケジュールを明確化するとともに（おおむね3年間での復旧を目指す）、農地の復旧までに必要な営農までの所得確保、担い手の確保、土地利用調整、施設整備等について基本的な考え方を明らかにしました。

### （3）東日本大震災復興特別区域法による農業・農村の復興

地域における創意工夫を活かして行われる復興に向けた取組の推進を図るため、23年12月に「東日本大震災復興特別区域法」が成立しました。この中で、津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を図るため、関係府省が連携し、土地利用調整手続を一元化する復興整備計画制度を創設したほか、津波被災地域における食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等）の整備を促進するための「農地法」（昭和27年7月施行）等の特例を措置しました。

## 2 農地等の生産基盤の復旧・整備

### （1）農地等の復旧・整備

#### ア 農地・農業用施設災害復旧等

排水機場等の応急対策を実施するとともに、被災した農地・農業用施設等の災害復旧、再度災害の防止及び除塩事業を実施しました。

#### イ 災害応急ポンプを使った排水支援

湛水した農地や被災した排水機場等に、国が保有する災害応急ポンプ等を配備し、海水等を強制排水することで、二次災害を防止しました。

#### ウ 農地・農業用施設等災害復旧関連の調査

東北地方及び関東地方の被災県を対象に、農地・農業用施設等の被災状況調査のほか、被災施設の機能の点検・診断を実施しました。また、津波被災地域を対象に、農業者等の復旧・復興にかかる意向調査等を実施しました。これらの結果を踏まえ、農地の復旧可能性の図面を作成し、市町村等の復興計画の策定等を支援しました。

#### エ 農林水産業共同利用施設災害復旧

被災した農業協同組合等が所有する農林水産共同利用施設の復旧を行いました。

#### オ 農業水利施設等の震災対策

被災した農業水利施設の整備を実施するとともに、地震により損壊のおそれがある農業水利施設の改修・整備等を実施しました。

#### カ 農業基盤復旧・復興整備計画策定

被災農地の復旧・復興にかかる農業基盤の整備計画を策定するとともに、区画整理、換地等に伴う農地集積のための農業者団体等の活動を支援しました。

#### キ 農山漁村地域整備交付金

地域の創意工夫を活かした農業水利施設の耐震性強化等の防災対策を推進しました。

### （2）被災地の復旧等

#### ア 震災対策・戦略作物生産基盤整備

災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を行いました。

#### イ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

被災を受けた地域において、災害が発生した場合に人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設について、施設の整備、補強及び機能強化等を支援しました。

#### ウ 被災土地改良区復興支援

被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、土地改良区に対して資金借入の無利子化や業務書類・機器等の復旧支援を行いました。

## エ 農地・水保全管理支払

震災の影響により破損や機能低下した農地周りの水路の補修等に取り組む集落を支援しました。

## オ 被災者営農継続支援耕作放棄地活用

被災を免れた地域や避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農業者等の取組を支援しました。

## カ 東日本大震災に対応した現地支援チームの取組

東北農政局では、被災地の復旧・復興や営農再開に向けた取組等を支援するため、職員による現地支援チームを編成・派遣しました。

## キ 災害廃棄物処理への対応

(ア)「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（23年5月策定）に基づき、地域の実情を踏まえて被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、被災市町村による災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図りました。

(イ)「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」が23年8月に成立し、関係府省による災害廃棄物の処理の代行が可能となるなどの措置をとりました。

(ウ)農地・農業用施設等のがれきの除去については、生産活動を妨げるがれき、二次災害のおそれのある農業用排水路等のがれきについて除去を行いました。

(エ)工事・事業実施に当たっては、被災農林漁家等の優先雇用を要請しました。

## 3 経営の継続・再建

### (1) 被災農家経営再開支援

被災農業者の経営再開を支援するため、被災農業者が地域で共同で行う復旧の取組に対して支援金（水田：3万5千円／10a等）を交付しました。

### (2) 被災家畜円滑処理・関連業種再開支援

被災農家の円滑な経営再開を図るため、死亡した家畜の円滑な処理等の取組を支援しました。

### (3) 農業等の金融支援

天災融資資金等復旧・復興関係資金の実質無利子化、公庫資金等の無担保・無保証人での一定期間実質無利子化及び民間融資の特別債務補償等を実施しました。

### (4) 東日本大震災被災地域土地改良負担金の償還助成

被災した農地・農業用施設にかかる償還中の土地改良事業等の負担金について、最大3年間の利子助成事業を実施し、営農再開まで農家を支援しました。

### (5) 農業共済掛金の払込期限等の延長・共済金の迅速な支払及び浸水農地における農業共済の引受け

ア 被災農家に対し、農業共済掛金の払込期限等を延長するとともに、共済金の早期支払に向けて共済団体を指導しました。

イ また、海水が流入した浸水農地であっても、除塩により収穫が可能と見込まれる農地については、現地調査を行い、水稻の生育状況を踏まえて共済引受を行いました。

### (6) 地域農業経営再開復興支援

津波被害を受けた市町村を対象として、復興組合等をベースとした集落での話合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランの作成と農地集積等を支援しました。

### (7) 被災者向け農の雇用対策

農業法人等が被災農業者等を雇用して実施する実践的な研修の支援を行いました。

### (8) 配合飼料価格安定対策

震災によるコスト増や原料価格高騰による配合飼料価格の上昇に対応し、生産者に補てんを行うための基金を積み増しました。

### (9) 農と福祉の連携による農村高齢者の活動支援

仮設住宅入居者等が利用できる農園を設置し、農村高齢者による技術指導の下で被災者の

農作業を通じた心身のケアを行うモデル的な取組を支援しました。

#### (10) 被災・経営再開状況の把握

被災地域の農業経営体における被災状況や経営再開状況の把握を行いました。

### 4 生産手段・流通機能の回復

#### (1) 東日本大震災農業生産対策交付金

農業生産関連施設の復旧、農業機械の導入、生産資材の購入、土壌分析等について、都道府県向け交付金として支援しました。

#### (2) 卸売市場施設災害復旧

被災地域に対する生鮮食料品等の安定的な供給体制を早急に確保するため、被災した卸売市場の復旧等を支援しました。

#### (3) 政府所有米麦処理等

ア 損傷した政府所有米麦等の廃棄処理及び荷崩れの原状復旧を行いました。

イ また、損傷備蓄小麦の代替品等の遠隔地からの輸送経費等を助成しました。

#### (4) 農林水産業共同利用施設災害復旧

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月施行、以下「激甚災害法」という。))に基づき、被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を助成しました。

#### (5) 食料の物流拠点機能強化等支援

東北地域全体での食料供給機能の強化を図るため、被災地における食料の物流拠点の整備等に対する支援を行いました。

### 5 6次産業化や再生可能エネルギーの活用

#### (1) 6次産業化先導モデル育成

被災地の農林漁業者等と食品産業事業者等との協力や、被災地の農林漁業への新技術導入等により、6次産業化を進める先導的取組を支援しました。

#### (2) 農山漁村における再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーに活用できる資源が農山漁村に多く存在する被災地において再生可能エネルギー導入の可能性調査の実施や、小

水力・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー供給施設の導入を支援しました。

### 6 農山漁村対策

#### (1) 被災地の復興のための先端技術の展開

ア 被災地内に「研究・実証地区」を設け、先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究に着手しました。

イ 被災地域をはじめとした地域において、商工業の技術・ノウハウと農業との連携推進のための実用化事業を実施しました。

#### (2) 農山漁村被災者受入円滑化支援

被災地から他の地域への移転を行わざるを得ない被災農家等に対し、受入情報の提供やマッチング等を支援しました。

#### (3) 食と地域の絆づくり被災地緊急支援

農山漁村コミュニティの維持・再生を図る自立的な取組への支援やボランティア活動にかかる農山漁村のニーズと参加希望者のマッチングを支援しました。

### 7 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対策

#### (1) 食品衛生法上の暫定規制値の設定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)の事故を受けて、23年3月に食品中の放射性物質について、「食品衛生法」(昭和23年1月施行)上の暫定規制値を設定しました。

暫定規制値に適合している食品については、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されていますが、より一層食品の安全と安心を確保するため、新たな基準値の設定に向け、検討を行いました。

#### (2) 食品中の放射性物質の検査体制及び食品の出荷制限

ア 原子力災害対策本部は、食品中の放射性物質の暫定規制値の設定を踏まえ、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を23年4月に策定し、同年6月及び8月に順次改定するとともに、この考え方及び検査結果に基づき、都道

府県に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行いました。

- イ 食品中の放射性物質の暫定規制値を設定したほか、都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請しました。また、都道府県等からの依頼に応じ検査所等で検査を実施しました。さらに、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表しました。
- ウ 都道府県の検査計画策定の支援、都道府県からの依頼に応じた民間検査機関等の紹介及び費用負担、検査機器の支援を行いました。
- エ (独)国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、都道府県及び市町村(特別区含む)が自ら実施する放射性物質の検査に対し、放射性物質検査機器を貸与しました。
- オ 学校給食に関し、より一層の安全・安心の観点から、学校給食用食材の検査を行うための放射線検査機器の整備の支援を行いました。

### (3) 稲の作付制限

原子力災害対策本部は、国内のデータ(海外における核実験や原発事故が国内で生産される米に及ぼす影響を表したもの)を解析し、水田土壌中の放射性セシウムが玄米にどの程度移行するのかを示す指標を公表しました。

この指標等に基づき、原子力災害対策本部は福島県に対し、警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域における稲の作付制限を指示しました。

### (4) 米の放射性物質調査

米については、水田の放射性セシウム濃度の高い地域では、作付制限を行った上で、①土壌調査等の結果を踏まえて収穫前調査と収穫後調査の2段階で調査を実施し、②放射性セシウム濃度が「食品衛生法」上暫定規制値を超えた地域の米はすべて廃棄する仕組みとしました。

### (5) 肥料、飼料等の規制

- ア 放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するとともに「食品衛生法」上問題のない農畜水産物が生産されるよう、肥料・土壌改良資材・培土及び飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定を行いました。
- イ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料中の放射性物質に関する検査の企画・立案を行い、関係都道府県等が行った検査結果の情報収集・解析を行いました。

### (6) 農産物等輸出回復

- ア 23年3月の東電福島第一原発の事故を受けて、諸外国において日本産食品に対する輸入規制を実施する動きがみられ、輸出に大きな落込みが生じています。そのため、我が国政府は一体となって放射性物質検査の結果や出荷制限の状態等の情報を諸外国に提供し、輸入規制の撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、放射性物質の検査体制の整備を進めました。
- イ 放射性物質検査の負担を軽減するため、民間団体に対する検査費の補助に加え、都道府県や民間検査機関等による検査機器の導入に対する支援を実施しました。

ウ 日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国に発信したほか、海外におけるプロモーション活動の実施により輸出される日本産食品等の信頼回復に取り組みました。

エ クール・ジャパン海外展開プロジェクトにおいて、シンガポール、米国へ日本の食及び食文化を安心・安全とともに期間限定のアンテナショップで展開する事業を実施しました。

### (7) 農産物等消費拡大推進

被災地及び周辺地域で生産された農産物等が、風評に惑わされることなく選択されるよう、消費拡大に向けた広告・宣伝を実施しました。

### (8) 農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移に関する調査

ア 農地の除染など今後の営農に向けた取組

を進めるため、関係府省及び関係県と協力し、福島及び周辺5県の約580地点のデータに基づき「農地土壌の放射性物質濃度分布図」を23年8月に作成しました。

- イ 調査範囲、調査点数を15都県、約3千地点に拡大して農地土壌等を採取、分析し、農地土壌中の放射性物質濃度分布図を精緻化しました。

### (9) 農地除染対策実証

- ア 農地土壌等の除染・改良を実施するため、関係府省が連携して、農地土壌の放射性物質の除去に関する技術開発について実証試験を実施しました。①物理的手法、②化学的手法、③生物学的手法について現地のほ場で適用して効果の検証を行い、その結果について一定の取りまとめを行い、23年9月に公表しました。
- イ 開発された農地除染技術を様々な現地条件において工事実施レベルで実証するための取組を推進しました。

### (10) 東電福島第一原発の事故で被害を受けた農林漁業者への賠償等

- ア 東電福島第一原発の事故により農林漁業者等が受けた被害については、東京電力(株)から適切かつ速やかな賠償が行われることが重要です。このため、23年4月に原子力損害賠償紛争審査会が設置され、同年8月に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を策定しました。中間指針においては、農林漁業や食品産業に関するものを含め、様々な損害の範囲に関する考え方を示しています。
- イ 賠償に関して東京電力(株)と被害者との間で紛争が生じた場合に和解の仲介を行うために、23年8月末に原子力損害賠償紛争解決センターを設置しました。さらに同年9月には、賠償に必要な資金の交付や、被害者からの相談に応じて情報提供や助言等を行うために、原子力損害賠償支援機構を設立しました。

- ウ 賠償請求を円滑に進めるために、23年4月以降8回にわたって東電福島第一原発の事故にかかる連絡会議を開催し、関係県や団体への情報提供及び東京電力(株)への働きかけを行いました(24年1月末時点)。

- エ 東京電力(株)は23年5月末から賠償金の仮払いを開始し、同年9月末には中間指針を踏まえた出荷制限指示等にかかる損害、風評被害等の賠償基準を定め、その後も本賠償の支払いを順次実施してきました。

- オ 一方、国による緊急の措置として、観光客を対象とする外食産業を含む中小の観光業者に対して、東電福島第一原発の事故による損害を補てんするための仮払金を支払いました。

- カ このほか、牛肉・稲わらから暫定規制値を超えるセシウムが検出された問題について、汚染稲わら給与牛の肉の実質買上・処分、肥育牛1頭当たり5万円の支援、代替粗飼料の現物供給等の対策を実施しました。

### (11) 農林水産関係放射性物質対策研究拠点等施設整備

農林水産関係の放射性物質対策の研究拠点を整備しました。

## 8 東日本大震災復興交付金

### (1) 被災地域農業復興総合支援

市町村が地域の被災農業者に農業用施設・機械の無償貸与等を行う際に、実質負担のない形で整備できるよう支援しました。

### (2) 震災対策・戦略作物生産基盤整備

災害復旧事業の対象とならない軽度被災の農地・農業水利施設や老朽施設の更新、補強等を支援しました。

### (3) 農林水産関係試験研究機関緊急整備

被災県の基幹産業たる農林水産業を復興するための農林水産研究施設等を整備しました。

### (4) 農山漁村地域復興基盤総合整備

被災地域における農地・農業用施設等の生産



基盤、集落排水等の集落基盤等の整備を支援しました。

### （５）農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）

被災地域の復旧・復興のため、生産施設、地域間交流拠点施設等の整備を支援しました。

## II 食料自給率向上に向けた施策

### 1 食料自給率向上に向けた取組

食料自給率向上に向け、①農業者戸別所得補償制度を本格実施し、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整えること、②「品質」や「安全・安心」といった消費者ニーズに合った生産体制への転換を進めること、③農業・農村の有する「資源」を有効に活用し、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることを通じて、6次産業化を進めることを基本として推進しました。

具体的には、生産面では、農業者戸別所得補償制度により水田をはじめとした生産資源を最大限活用しました。特に、二毛作により小麦の作付けを拡大するとともに、作付けられていない水田や有効利用が図られていない畑地を有効に活用した米粉用米・飼料用米、大豆等の作付けの大幅拡大、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上を図りました。また、農地については、遊休農地解消のための取組等を行うとともに、転用規制等の適正な運用により優良農地の確保を推進しました。

一方、消費面からは、人口減少社会・高齢化社会の一層の進展が見込まれる中で、従来以上に消費者の理解を得ながら潜在的需要の掘り起こし等を進め、「国産農産物の消費拡大の取組」（以下「フード・アクション・ニッポン」という。）の推進等を通じて、消費者や食品産業事業者に国産農産物が選択されるような環境を形成しました。特に、朝食欠食の改善による米の消費拡大や、健康志向の高まりを受けた脂質の過剰摂取抑制等に取り組みました。また、大豆加工食品について国産大豆の使用割

合の大幅な引上げに取り組みました。

さらに、単に和食への回帰をねらうだけでなく、技術開発の進捗等を踏まえ、欧風化した現在の食生活の中に国産農産物を上手に取り込むことに積極的に取り組みました。特に、現在浸透しているパン食、めん食について国産小麦・米粉の利用拡大、畜産物についての飼料自給率の向上に取り組みました。

### 2 主要品目ごとの生産数量目標の実現に向けた施策

#### （１）米

ア 鉄コーティング種子による<sup>たんすい</sup>湛水直播栽培や不耕起V溝乾田直播栽培等の新技術の導入、米粉用米・飼料用米等の低コスト生産に向けた多収性品種の導入、植物浄化技術の導入・普及促進によるカドミウム濃度低減対策を推進しました。

イ 米粉用米、飼料用米増産に対応するため、既存の大規模乾燥調製施設の再編整備を推進しました。

ウ 米穀の需給及び価格の安定を図るため、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（23年7月、同年11月）を策定し公表しました。

エ 農業者戸別所得補償制度を円滑に実施し、米粉用米、飼料用米等の用途外への流通を防止することが必要であることから、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（7年4月施行）に基づき、適切な保管及び販売を徹底しました。

オ 需給動向を適切に反映した米取引に資するよう、米に関する価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理し、「米に関するマンスリーレポート」として毎月公表しました。

#### （２）麦

ア 農業者戸別所得補償制度の中で、パン・中華めん用小麦品種に対する加算措置を設けることにより、需要規模が大きいものの国産シェアが低いパン・中華めん用小麦の作付拡大を推進しました。

イ 水田の高度利用（二毛作）による小麦、大麦・はだか麦の作付拡大を推進しました。さらに、麦の生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備等を支援しました。

### (3) そば

ア 農業者戸別所得補償制度の中で、麦等の後作として作付拡大を図りました。

イ 水田作における排水性の向上や生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備を支援しました。

### (4) かんしょ・ばれいしょ

ア かんしょについては、担い手への農地・作業の集積や受託組織の育成等を推進しました。

イ ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上やジャガイモシストセンチュウの発生・まん延の防止を図るための共同利用施設整備等を推進しました。

ウ 国内産いもでん粉の収益性向上を図るため、高品質でん粉の製造技術等に向けた取組、品質管理に必要な機器の整備等を支援しました。

### (5) 大豆

ア 数量払を基本とする農業者戸別所得補償制度の本格実施に併せ、単収向上や作柄の安定化に資する耕うん同時畦立て播種栽培技術等の大豆300A技術、水田における湿害対策技術の普及を図るとともに、農林漁業者等による新商品開発の取組等により大豆の作付拡大を推進しました。

イ 大豆の生産拡大に必要な乾燥調製施設の整備等を支援しました。

### (6) なたね

ア 農業者戸別所得補償制度の中で、良質で高単収なたね品種の作付拡大を図りました。

イ なたねの生産拡大に伴い必要となる乾燥調製施設の整備等を支援しました。

### (7) 野菜

ア 野菜の生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格安定

対策を的確かつ円滑に実施するとともに、新たな支援策として、面積要件等の緩和による対象者の拡大、市場シグナル等に即応したセーフティネットの強化、生産者負担の軽減を図りました。

イ 契約取引への一層の支援強化として、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（23年3月施行、以下「六次産業化法」という。）の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者を支援の対象としたほか、当該取組における発動要件を緩和しました。

ウ 契約取引において豊凶にかかわらず収入が確保されるセーフティネット支援を新たにモデル事業として実施するとともに、野菜価格高騰等への適切な対応に向け緊急給調整対策を強化しました。

エ 産地の収益力向上に向けて、共同利用施設等の整備、リース方式による園芸施設の導入、植物工場の普及・拡大を通じた施設園芸の高度化等を推進しました。

### (8) 果樹

ア 優良品目・品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植等を実施した際の未収益期間に対する支援を新たに行いました。

イ 優良品目・品種への転換や小規模園地整備、計画生産・出荷の推進、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に行いました。

### (9) 畜産物

需要に即した畜産物の生産推進のため、多様な経営の育成・確保、チーズ向け生乳の供給拡大や多様な和牛肉生産への転換及び飼養管理技術の高度化等を推進しました。

### (10) 甘味資源作物

ア てん菜については、農業者戸別所得補償制度の中で、直播栽培体系の確立・普及や家畜排せつ物等の未利用資源の活用による肥料等に過度に依存しない持続的な

畑作体制の確立を推進しました。

イ さとうきびについては、農作業受委託の活用や機械化一貫体系の確立を推進しました。

#### (11) 茶

ア 23 年 4 月に「お茶の振興に関する法律」が成立したことから、基本方針の策定を前提に都道府県及び茶業関係者の今後の産業振興政策や事業展開に向けて協議を行いました。

イ 産地の生産性向上と収益力の強化を図るため、改植による優良品種等への転換や茶園の若返り、荒茶加工施設や仕上茶加工施設等の整備及び再編整備の取組を推進しました。

ウ リーフ茶の需要喚起のため、生産者と茶商工業者等の連携を推進し新商品開発等の取組を支援しました。

#### (12) 飼料作物等

高収量・高品質な稲発酵粗飼料等の利活用の推進や草地基盤整備、放牧の推進、飼料用米の利活用、飼料生産の組織化・外部化等及び飼料生産組織の経営高度化の取組を推進しました。

#### (13) その他地域特産物等

ア 繭・生糸については、蚕糸業の再生と持続的発展を図るため、養蚕・製糸業と絹織物業者等が提携し、高品質な純国産絹製品づくりを推進しました。

イ 葉たばこについては、葉たばこ審議会の意見を尊重した種類別・品種別価格により、日本たばこ産業（株）が買入れました。また、葉たばこの廃作農地が適切に農業利用されるよう、葉たばこから他作物への円滑な転換を推進するために必要となる農業用機械等のリース導入や共同利用施設の整備等を支援しました。

ウ いぐさについては、輸入品との差別化・ブランド化に取り組むいぐさ生産者の経営安定を図るため、いぐさ産地と畳製造事業者等の提携した付加価値の高い畳製品づくりの推進及び国産畳表の価格下落影響緩和対策を講じました。

### III 食料の安定供給の確保に関する施策

#### 1 食の安全と消費者の信頼の確保

##### (1) 食品の安全性の向上

###### ア リスク分析に基づいた食の安全確保

(ア) 科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を実施しました。

(イ) リスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、情報の収集・分析、科学的・統一的な枠組みの下での有害化学物質・有害微生物の調査や生産資材（農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の試験等を実施しました。

(ウ) 食品の安全性向上に活用するための試験研究や調査結果の科学的解析に基づき、施策・措置について企画や立案を行いました。

(エ) 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の周知に努めるとともに、制度導入時に残留基準を設定した農薬等についての、食品健康影響評価結果を踏まえた残留基準の見直し、新たに登録等の申請があった農薬等についての残留基準の設定を推進しました。

(オ) 食品の安全性等に関する国際基準の策定作業への積極的な参画や、国内における情報提供や意見交換を実施しました。

###### イ リスクコミュニケーションの推進

(ア) リスク評価結果等について、消費者、事業者、生産者等の関係者による情報共有を図るために、ホームページ等を通じた正確かつわかりやすい情報提供や関係行政機関と連携した意見交換会、意見・情報の募集等を行いました。

(イ) 食の安全・安心を確保するための施策について、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等と連携し、消費者、事業者、行政等の情報共有・理解促進

に資する意見交換会を開催するとともに、安全啓発資料を活用した講座を実施しました。

(ウ) 食品の安全性確保に関する施策等について、消費者等関係者に対する説明・意見聴取のため、関係府省や地方公共団体と連携した意見交換会、施策の実施状況の公表、ホームページを通じた情報提供、意見・情報の募集等を行いました。

(エ) 食品の安全確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者に正確かつわかりやすい情報を積極的に提供するとともに意見交換を行いました。

#### ウ 危機管理体制の整備

(ア) 食品の摂取による人の健康への重大な被害が拡大することを防止するため、関係府省庁の消費者安全情報総括官による情報の集約及び共有を図りました。

(イ) 消費者の生命または身体に生ずる被害に関する緊急事態等における対応体制を強化するため、緊急時対応訓練、組織再編及び東日本大震災への対応を踏まえ、危機管理体制の見直し・整備を図りました。

#### エ 研究開発の推進

(ア) 食品の安全を確保するための各種調査研究を推進しました。また、食品を汚染する有害化学物質について曝露状況を詳細に把握し、リスク低減方策を検討しました。

(イ) 食品の加工・流通の高度化、国際化等により多様化する危害要因について、生産から流通・加工段階にわたる体系的なリスク低減技術の開発を推進しました。

(ウ) 鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の診断・防疫措置の迅速化、効率化等を図る技術の開発を推進しました。

#### オ リスク評価機関の機能強化について

食品の安全性の向上を図るため、リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に行いました。

### (2) フードチェーンにおける取組の拡大

#### ア 生産段階における取組

(ア) 農業生産工程管理 (GAP) の導入・推進  
GAPの導入を支援するとともに、取組内容の高度化を図るため高度な取組内容を含むGAPの共通基盤に関するガイドラインを活用した取組を推進しました。

#### (イ) 生産資材の適正な使用

生産資材 (農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品) の適正使用や、科学的データに基づく生産資材の使用基準、有害化学物質等の残留基準値の設定・見直し等のリスク管理措置等を的確に行い、安全な農畜水産物の安定供給を確保しました。

#### イ 製造段階における取組

(ア) 食品製造事業者の中小規模層における危害分析・重要管理点 (HACCP) 手法の導入を加速化するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時設置法」(10年7月施行) による長期低利融資を行うとともに、低コスト導入手法の構築・普及、専門家からの助言・指導が受けられる体制の構築、現場責任者・指導者養成のための実践的な研修の取組を支援しました。

(イ) HACCP手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための基礎的な研修等の取組を支援しました。

(ウ) 食品等事業者に対する監視指導や事業者による自主的な衛生管理を推進しました。

(エ) 食品衛生監視員の資質向上や検査施設の充実等を推進しました。

(オ) 長い食経験を考慮し使用が認められている既存添加物については、毒性試

験等を実施し、安全性の検討を推進しました。また、市場での流通実態のない既存添加物 55 品目について、23 年 5 月に既存添加物名簿から削除しました。

- (カ) 国際的に安全性が確認され、かつ、汎用されている食品添加物については、国が主体的に指定に向けて検討しました。
- (キ) 保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）をはじめとした健康食品について、事業者の安全性確保の取組を推進するとともに、消費者への制度の普及・啓発に取り組みました。
- (ク) 特定危険部位（SRM）の除去・焼却、BSE 検査の実施等により、食肉の安全性を確保しました。

#### ウ 輸入に関する取組

輸入食品の安全性の確保は重要な課題となっており、国民の関心も極めて高いことから、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施、情報等の入手のための関係府省との連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図りました。

#### エ 流通段階における取組

- (ア) 食品事故発生時の回収や原因究明等の迅速化に資するため、食品の移動の追跡・遡及の備えとするトレーサビリティに関し、米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（22 年 10 月施行、以下「米トレーサビリティ法」という。）により取引等の際の記録の作成・保存の義務化を内容とするトレーサビリティ制度を実施しました。これと併せ、他の飲食料品についてトレーサビリティに関する情報収集を行いました。
- (イ) 国産牛肉については、制度の適正な実施が確保されるよう DNA 分析技術を活用した監視等を行いました。

### (3) 食品に対する消費者の信頼の確保

#### ア 食品や農林水産分野における標準化の推進

- (ア) 事業者や消費者の多様なニーズに応えられるよう、透明性の高い手続きにより JAS 規格の見直しを進めました。
- (イ) 食品の品質管理や消費者の信頼確保等に意欲的に取り組む食品産業事業者と関連事業者との情報の共有を進めるとともに、既存の JAS 規格の見直しや、新たなニーズに対応した規格についての検討を進め、食品や農林水産分野における標準化を推進しました。

#### イ 食品表示の適正化の推進

食品表示の真正性の確認を行うことにより、食品表示について国（食品表示 G メン）による監視を徹底するとともに、食品産業事業者に対する表示指導の強化等に取り組むことにより、食品表示の一層の適正化に努めました。

#### ウ 原料の原産地表示の推進

- (ア) 加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大に向け取り組みました。
- (イ) 米・米加工品については、「米トレーサビリティ法」により産地情報伝達を徹底しました。

#### エ フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進

食の信頼向上に向けた食品産業事業者の主体的な活動を促すため、食品の品質管理や消費者対応等の取組に関する情報の積極的な提供を働きかけるとともに、この取組が取引先や消費者により適正に評価される機会を増大させました。

#### オ 消費者への情報提供

- (ア) 食品安全等について、消費者にわかりやすく親しみやすいホームページを作成し、適時的確な情報提供を実施しました。
- (イ) 「消費者の部屋」等において、消費者からの相談を受け付けるとともに、特別展示等を開催し、農林水産行政や食

生活に関する情報を幅広く提供しました。

- (ウ) 栄養表示の義務化に向けて整理すべき課題について検討するため、「栄養成分表示検討会」を開催し、栄養表示制度の意義や仕組みの在り方について、報告書を取りまとめました。
- (エ) 23年9月からは、学識経験者、消費者団体、事業者団体等で構成される「食品表示一元化検討会」を開催しました。

## 2 国産農作物を軸とした食と農の結び付きの強化

### (1) 国民との結び付きの強化

#### ア 食料自給率向上に向けた消費拡大活動の推進

食料自給率向上に向けた「フード・アクション・ニッポン」の推進を通じて、食料自給率向上に資する具体的な行動を喚起しました。推進パートナー企業の拡大や連携の強化、米粉の消費拡大等に重点的に取り組みました。

#### イ 国産農産物の消費拡大の促進

- (ア) 食料自給率向上のため、食品産業等と連携し、朝食欠食の改善や米飯学校給食の推進に取り組みました。
- (イ) 医師や病院栄養士等の専門家を通じて健康面からごはん食の効用をわかりやすく発信してもらう取組を支援しました。
- (ウ) 食料自給率向上に向けた消費拡大活動「フード・アクション・ニッポン」の活動の一環として「米粉倶楽部」の取組を展開し、様々な企業・団体等が米粉の消費拡大のための活動に取り組んでいくことで、米粉の良さを広く知ってもらうとともに、消費の拡大を図りました。
- (エ) 「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」(21年7月施行)に基づき、米粉用米、飼料用米の利用促進を図るため、生産・流通・加工・販売の各関

係者による連携を前提に、米粉用米、飼料用米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援しました。

- (オ) 麦や大豆等の生産拡大を図るため、パンや中華めん等の用途にきめ細かく対応した専用品種の作付けや、地域の食品製造業者と連携した特色のある製品づくりを推進し、需要の拡大を図りました。また、野菜や果実の摂取増加等に対する、出前授業等の取組を支援しました。

#### ウ 食品ロスの削減に向けた取組

食品廃棄物の発生状況等の調査・検討・分析を行い、具体的かつ効果的な発生抑制方策を取りまとめ、食品産業事業者に対し研修会を通じて普及啓発を図るとともに、フードバンクの活動体制の整備を支援しました。

#### エ 国民運動としての食育の推進

- (ア) 「第2次食育推進基本計画」(23年3月策定)等に基づき、関係府省が連携しつつ、様々な分野において国民運動として食育を推進しました。
- (イ) 朝ごはんを食べることなど、子どもの基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しました。

#### オ 生産から消費までの段階を通じた食育の推進

- (ア) 「生涯食育社会」の構築に向け、各世代の食生活上の課題を踏まえた啓発手法を検討・普及するとともに、健全な食生活を送るために必要な知識を普及し、実践に結び付ける活動(出前授業、双方向講演会等)に対して支援しました。
- (イ) 地域の実情に応じた食育の実践を推進するため、都道府県を通じ、地域の食育活動に対して支援しました。

#### カ 学校における食育の推進

- (ア) 栄養教諭が中核となって家庭や地域との連携を図りながら食育を推進するための実践的取組の展開、推進体制の

整備等への支援等を行いました。

- (イ) 学校給食における地場産物の活用を促進するための事業、学校給食を取り巻く行政上の課題に対応するための調査研究、学校給食における衛生管理の充実のための事業等を実施しました。

## (2) 地産地消の推進

- ア 幅広い者の主体的な地産地消の取組を推進するため、地産地消活動の優良事例等について、調査・分析を行うとともに、その成果を普及しました。
- イ 講習会の実施や地産地消の発展に活躍が期待されるコーディネーターの選定、派遣等により、地産地消に取り組む人材の育成・確保を促進するとともに成功事例のノウハウ等を普及しました。
- ウ 地産地消の中核的施設である農産物直売所や処理加工施設等の整備を支援しました。
- エ 地産地消活動の収益力向上のため、生産者、学校給食、外食・中食事業者等の関係者が参画した協議会活動や、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化、農産物直売所の機能強化、ネットワーク化等を支援しました。

## 3 食品産業の持続的な発展

### (1) フードチェーンにおける連携した取組の推進

#### ア 食品流通の効率化・高度化

- (ア) 食品流通の効率化

食品流通の効率化を図るため、フードチェーンの各段階において、関係者が連携して行う取組を推進しました。

- (イ) 卸売市場の機能強化・活性化等

卸売市場の機能強化・活性化を図るため、経営戦略的な視点をもった市場運営の確保、コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者や実需者のニーズへの的確な対応、卸売市場間の役割分担の明確化による効率的な流通の確保等に向けた取組を推進しまし

た。

### イ フードチェーンにおける取引情報の標準化の推進

食品産業の持続的な発展を図るため、食品事業者や関係事業者と協働して、フードチェーンにおいて関係者間で伝達が必要な事項の共通化の取組を推進しました。

### ウ 高齢化の進展等に対応した食料提供

高齢者向け加工食品の安定的な供給に向けた方策を検討し、課題や対応方向を整理したガイドラインを作成するとともに、食料品へのアクセス困難度を客観的に推計するための指標の実用化に向けた取組を推進しました。

## (2) 国内市場の活性化

### ア 農商工連携や地域食品のブランド化等の推進

- (ア) 6次産業化プランナーによる農林漁業者に対する専門的なアドバイス、交流会・技術研修の開催、農林漁業者の新商品開発や商談会等を通じた販路開拓の取組等を支援しました。
  - (イ) 加工・業務用需要に対応した国産原材料の安定的な供給連鎖（サプライチェーン）の構築に向け、生産者・中間業者・食品製造業者等による一体的な取組を支援しました。
  - (ウ) 食品産業の競争力の強化のため、競争的資金を活用して技術開発を促進するとともに、異業種・異分野間を含めた産学官の連携形成等の取組を支援しました。
  - (エ) 地域食品のブランド化を推進するため、ブランド化に取り組む事業者等を対象とした研修会の開催、ブランドアドバイザーの派遣等の取組を推進しました。
- ### イ 食品産業における環境負荷の低減及び資源の有効利用
- (ア) 食品廃棄物の削減及び有効利用促進対策
    - a フードバンク活動の推進、食品リサ

イクル・ループの構築及び飼料化設備の導入の支援等食品廃棄物等の削減及び有効利用のための取組を促進しました。

- b リサイクル・ループ構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、23年12月末までに計36件が認定されました。

#### (イ) 容器包装リサイクル促進対策

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（7年12月施行）に基づく義務履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導、食品小売事業者からの定期報告等を実施しました。

#### (ウ) CO<sub>2</sub> 排出削減対策

食品産業におけるCO<sub>2</sub>排出削減の取組を推進するため、中小事業者が取組可能なCO<sub>2</sub>排出削減方策や生産、製造、流通分野の事業者が連携した取組を調査・分析し、研修会を開催するとともに、自主行動計画の進捗状況の点検等を実施しました。

#### ウ 食品関係事業者のコンプライアンスの確立のための取組

食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど食品関係事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び倫理の保持等）確立のための各種取組を全国各地における研修会の実施を通じて促進しました。

#### (3) 海外展開による事業基盤の強化

アジア等における日本の食文化の発信の強化と連携した形で食品製造業・流通業の現地生産・販売の取組等を促進するため、現地生産・販売に必要な情報の収集・提供、食品の規格基準とその分析方法及び食品添加物等の使用基準の調査、現地での連絡協議会の開催、技術的課題の解決等を支援しました。

## 4 総合的な食料安全保障の確立

不測時のみならず、平素から食料の供給面、需要面、食料の物理的な入手可能性を考慮するアクセス面等を総合的に考慮し、関係府省間の連携も検討しつつ、総合的な食料安全保障の確立を進める。そのため、食料の安定供給に影響を与える可能性がある様々なリスクについて分析・評価、対応策の検討を進めました。

### (1) 生産資材の確保等生産面における不安要因への対応

#### ア 肥料の供給安定化対策

肥料を安定的に供給するため、りん鉱石等の海外に依存している肥料原料の安定確保や国内の有機資源の肥料としての有効利用に向けた取組を支援するとともに、土壌診断や診断結果に基づく施肥設計の見直しによる施肥量の適正化・抑制を推進しました。

#### イ 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化

食料の安定供給に資する品種の育成・改良に貢献するため、農業生物資源ジーンバンクにおいては、収集した遺伝資源を基に、幅広い遺伝変異をカバーしたコアコレクションの整備を進め、植物・微生物・動物遺伝資源のさらなる充実と利用者への提供を促進しました。

#### ウ 動植物防疫体制の強化

##### (ア) 家畜防疫体制の強化

22年度の宮崎県における口蹄疫の発生及び全国各地における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、23年4月に「家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）」が改正され、「発生予防」、「早期通報」及び「迅速な初動対応」に重点を置いて家畜防疫体制が強化されました。これに伴い、23年10月の改正法の完全施行に併せ、飼養衛生管理基準及び口蹄疫等の特定家畜伝染病防疫指針を見直しました。

##### (イ) 輸入検疫体制の強化

- a 防疫官の適切な配置等検査体制の整備・強化や、対象病害虫を明確化した適



切な輸入植物検疫措置の実施等により、家畜及び水産動物の伝染性疾病及び病害虫の侵入・まん延を防止しました。

b 「家伝法」が改正され、入国者に対して、海外での家畜との接触歴等の質問を行い、必要に応じて携帯品の消毒等を行うこととしました。

c 政府が輸入する米麦について残留農薬等の検査を実施しました。

(ウ) 産業動物獣医師の育成・確保

獣医系大学の学生への修学資金の給付や臨床研修の実施による産業動物獣医師の確保等の支援や獣医療の提供体制整備を支援しました。

## (2) 流通・消費面における不安要因への対応

### ア 食のライフラインの確保

新型感染症発生時等における食品産業事業者等の事業継続計画の策定を促進するとともに、事業継続計画の実効性を高めるための取組を実施しました。また、家庭における食料品の備蓄を推進しました。

### イ 適切な備蓄の実施

(ア) 米

米穀の備蓄運営について、米穀の供給が不足する事態に備え、国民への安定供給を確保するという備蓄制度本来の役割を明確化するため、これまでの回転備蓄方式を見直し、23年度から棚上げ備蓄方式に移行し、23年6月末時点で、88万トンの在庫量を保有しました。

(イ) 麦

海外依存度の高い小麦について、港湾スト等により輸入が途絶した場合に備え、外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を助成しました。

(ウ) 飼料穀物

海外依存度の高い飼料原料について、天災等による輸送ルートにおける障害等、不測の事態に対応するため、とうもろこし・こうりゃんを40万t程度備

蓄しました。

## (3) 国際的な食料の供給不安要因への対応

### ア 国際食料需給・価格動向分析等

(ア) 国際食料需給・価格動向分析

a 省内外において収集した国際的な食料需給にかかる情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析や、中長期の需給見通しを策定し、これらを国民にわかりやすく発信しました。

b 世界の超長期食料需給予測を行うためのシステムの研究・開発に取り組みました。

(イ) 農産物の安定的な輸入の確保

a 穀物の輸入先国との緊密な情報交換を通じ、安定的な輸入を確保しました。

b 実需者に対して安定的に大豆を供給するため、輸入大豆の調達先の多角化及び諸外国における大豆安定供給の取組にかかる調査を実施しました。

(ウ) 商品先物市場の透明性の向上

多国間覚書への署名を行い、各国規制当局と商品先物市場の監督上必要な情報の交換を可能とするとともに、我が国の商品先物市場において公正な取引を確保していくための監視体制を強化しました。

(エ) 国際港湾の機能強化

a 食糧等の安定的かつ安価な供給を目的とする「国際バルク戦略港湾」として、穀物の拠点港（鹿島港、志布志港、名古屋港、水島港、釧路港）を23年5月に選定しました。

b また、国際海上コンテナターミナル、国際ターミナルの整備等、国際港湾の機能強化を推進しました。

### イ 国際協力の推進

(ア) 世界の食料安全保障にかかる国際会議への参画

a G20として初めて開催された農業大臣会合において、食料及び農産物価格の乱高下への対処にかかる「食料価格

乱高下及び農業に関する行動計画」に合意（23年6月）しました。

- b G8 サミット、G20 サミット、ASEAN+3 農林大臣会合、国際連合食糧農業機関（FAO）総会、アジア太平洋経済協力（APEC）等世界の食料安全保障にかかる国際会議に参画し、世界の食料生産の増大に向けた国際的な取組を推進しました。
- c 日中韓における食料安全保障を含む農林水産分野での協力を目的とする日中韓農業大臣会合の枠組みについて3国間で合意しました。

#### (イ) 食料・農業分野における技術・資金協力

世界の貧困削減・飢餓撲滅に貢献すべく、食料・農業分野における以下の国際協力を実施しました。

- a 援助需要を的確に反映した国別援助計画を簡素で戦略性の高いものに改編するため、援助計画の内容及びプロセスを簡素化・合理化した上で、原則としてすべてのODA対象国について策定することとしました。
- b 開発途上国からの要請に応じ、技術協力及び資金協力を実施しました。
- c ①世界の食料安全保障の確保や②気候変動等地球規模の課題への対応、③紛争・自然災害後の復興支援を農林水産分野のODAにおける重点分野とし、研修員の受入れ、専門家の派遣及び国際機関への資金拠出等を実施しました。

#### (ウ) 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

- a APEC 地域及び世界の農業生産増大に貢献するため、APEC 地域の食料安全保障に関する取組を推進するための情報プラットフォームの構築等、APEC 食料安全保障担当大臣会合(22年10月開催)において承認された行動計画を着実に実施しました。

- b 東アジア地域における大規模災害等の緊急時に米を支援する「ASEAN+3 緊急米備蓄」の構築を図るため、「東南アジア諸国連合及び協力3か国（日本・中国・韓国）における緊急事態のための米の備蓄制度に関する協定」（APTERR 協定）（23年10月）の採択及び署名を行いました。

- c ASEAN 地域の食料安全保障を強化するため、域内各国の統計情報等の整備を支援しました。
- d 世界の穀物需給の安定に貢献するため、乾燥・塩害等の不良環境に強い遺伝子を活用した小麦・稲等を開発するための国際共同研究を推進しました。
- e アフリカの食料安全保障に貢献するため、米生産倍増、豆類の増産に加え、いも類の増産支援を開始しました。

#### ウ 海外農業投資の支援

- (ア) 海外農業投資を支援するため、関係府省・機関により構成される「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」において取りまとめた「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」（21年8月）に基づき、民間企業からの総合的な支援の要望への対応等を実施しました。

(イ) FAO への拠出により、世界的な農業投資情報の一元化や農業投資促進のための政策ガイダンスづくり等の作業を進めました。

- (ウ) FAO、G20 等の国際的枠組みにおいて、「責任ある農業投資」のための行動原則の策定に向けた取組を支援しました。

#### 5 輸入国としての食料安定供給の重要性を踏まえた国際交渉への対応

##### (1) WTO 交渉における取組

「多様な農業の共存」という基本理念の下、各国の農業が発展することができるような貿易ルールの確立に向けて交渉に取り組みました。

23年12月にスイスのジュネーブで、第8回

WTO 閣僚会議が開催され、我が国は「多様な農業の共存」を可能とする貿易ルールの重要性などを主張しました。

## (2) EPA (経済連携協定) / FTA (自由貿易協定) への取組等

22 年 11 月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、経済連携を推進しました。

センシティブ品目について配慮を行いつつ交渉を行い、23 年 8 月には日インド EPA の発効、24 年 3 月には日ペルー EPA の発効、同年 4 月には日メキシコ EPA 改正議定書の発効に至りました。また、24 年 3 月には日モンゴル EPA 交渉及び日カナダ EPA 交渉の開始に合意しました。さらに、23 年 5 月には日 EU・EPA 交渉のためのプロセスの開始に合意、同年 11 月には第 1 回目の日コロンビア EPA 共同研究を実施、同年 12 月には日中韓 FTA 共同研究を終了しました。

TPP については、交渉参加に向けて関係国との協議に入ることとし、23 年 11 月の APEC 首脳会議において、野田内閣総理大臣より関係国へ表明しました。

## IV 農業の持続的な発展に関する施策

### 1 食と農林漁業の再生

政府の食と農林漁業の再生推進本部は、23 年 10 月、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を策定しました。

本基本方針では、今後、5 年間で農林漁業の競争力・体質強化、地域振興を集中展開し、食と農林漁業の再生を早急に図るために、7 つの戦略（①新規就農の増加と規模拡大の加速、②6 次産業化・成長産業化等、③エネルギー生産への農山漁村資源の活用促進、④森林・林業再生プランの推進、⑤近代的・資源管理型で魅力的な水産業の構築、⑥震災に強いインフラの構築、⑦原子力災害対策に正面から取り組む）に取り組むとされました。また、これら基本方針・行動計画を地域で実際に進めるために、

23 年 12 月に取組方針を取りまとめました。

なお、高いレベルの経済連携と農林漁業の再生等の両立を実現するための具体的な方策については、個別の経済連携ごとに検討することとされました。

## 2 農業者戸別所得補償制度と生産・経営関係施策の実施

### (1) 農業者戸別所得補償制度の本格実施

農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とするものです。

23 年度からは、22 年度のモデル対策の実施状況を踏まえて、水田作物に加えて、麦、大豆等の畑作物にも対象を拡大し、「規模拡大加算」等を措置した「農業者戸別所得補償制度」を本格実施し、具体的には、以下の施策を実施しました。

ア 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねを対象に、数量払を基本に、営農を継続するために必要最低限の額を交付する面積払を併用した仕組みにより所得を補償する「畑作物の所得補償交付金」

イ 水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付する「水田活用の所得補償交付金」

ウ 米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、

① 標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付する「米の所得補償交付金」

② 米の所得補償交付金の支払いを受けた農業者に対して、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を 10a 当たりの単価で直接交付する「米価変動補填交付金」

を措置しました。

- エ 食料自給率向上のためには、対象作物の生産性や品質の向上をはじめ、農地の有効活用や対象作物の生産を担う農業経営の基盤の確立を図ることが重要であることから、政策誘導が必要なものとして、①品質加算、②規模拡大加算、③再生利用加算、④緑肥輪作加算、⑤集落営農の法人化支援を講じました。

### (2) 米の需給調整の推進

主食用米の需要は、人口の減少や高齢化の進展等により今後も減少していくことが見込まれるため、引き続き需給調整を図ることが必要との観点から、年度ごとに需要実績等に基づき生産数量目標を策定・配分し、需要に応じた米の供給を推進しました。

### (3) 生産・経営関係施策の実施

#### ア 水田・畑作経営所得安定対策

水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農業者の経営安定を図るため、22年産の販売収入に対して、収入減少影響緩和対策を措置しました。

#### イ 野菜関係対策の実施

(ア) 野菜の生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格安定対策を的確かつ円滑に実施するとともに、新たな支援策として、面積要件等の緩和による対象者の拡大、市場シグナル等に即応したセーフティネットの強化、生産者負担の軽減を図りました。

(イ) 契約取引への一層の支援強化として、「六次産業化法」の特例措置により、指定産地によらずリレー出荷による周年供給に取り組む生産者を支援の対象としたほか、当該取組における発動要件を緩和しました。

(ウ) 契約取引において豊凶にかかわらず収入が確保されるセーフティネット支援を新たにモデル事業として実施しました。

(エ) 野菜価格高騰等への適切な対応に向

け緊急需給調整対策を強化しました。

#### ウ 果樹関係対策の実施

(ア) 優良品目・品種への改植に対する支援等を引き続き実施しました。

(イ) 優良品目・品種への改植を促進するため、改植後数年間の未収益期間に対する経営支援対策を新たに実施しました。

#### エ 砂糖及びでん粉関係対策の実施

「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和40年6月施行)に基づき、さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者及び国内産糖・国内産いもでん粉の製造事業者に対して、経営安定のための支援を実施しました。また、当該制度の安定的な運営を確保する観点から、緊急に制度の実施主体である(独)農畜産業振興機構の砂糖勘定の収支改善を図るための交付金の交付等を実施しました。

#### オ 畜産物関係対策の実施

(ア) 加工原料乳の再生産と肉用子牛生産の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金制度、肉用子牛生産者補給金制度を適正に運用しました。

(イ) 指定食肉(牛肉・豚肉)の価格安定を図るため、「畜産物の価格安定に関する法律」(昭和36年11月施行)を適正に運用しました。

(ウ) 上記のほか、経営安定対策として、以下の施策等を実施し、畜産農家等の経営安定を図りました。

a 酪農関係では、①乳価の低いチーズ向け生乳を対象とした助成金の交付、②加工原料乳及びチーズ向け生乳の取引価格が低落した場合の補てん、③環境負荷軽減の取組を条件に飼料作付面積に応じた奨励金交付等の対策

b 肉用牛関係では、①肉用子牛対策として、肉専用種を対象に肉用子牛生産者補給金制度を補完する肉用牛繁殖経営支援事業、②肉用牛肥育対策として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)

- c 養豚関係では、生産者への直接交付方式による養豚経営安定対策事業
- d 養鶏関係では、卵価低落時の価格差補てん事業に加え、大幅な卵価低落時に、需給改善を推進する仕組みを導入した鶏卵生産者経営安定対策事業

#### カ 作目別各種生産振興施策の改善

これまで作目別に実施されてきた各種生産振興施策について、作目ごとに克服すべき課題については解決に向けた対策を講じつつ、作目を問わず必要とされる施策についてはメニュー化・統合化を進めるなど、国民にとってわかりやすく、使いやすい施策にしていくための改善を図りました。

### 3 農業・農村の6次産業化等による所得の増大

#### (1) 生産・加工・販売の一体化

農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を推進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産に加え、加工や販売を一体的に行う取組や当該取組に資する研究開発とその成果を利用する取組に対して、予算及び金融上の支援等を行いました。

#### (2) 産地の戦略的取組の推進

- ア 産地単位での生産力の強化や加工・販売への取組を通じて、産地の収益力を高め、その持続的発展を図るため、生産・販売戦略を産地単位で作成することを推進し、それに基づき実施される産地機能の中核となる基幹施設の整備や機械・設備の導入、技術導入、販売企画力の強化、産地間連携の促進、地域ブランドの確立等に向けた取組に対して重点的に支援しました。
- イ 産地の収益力を向上させる取組について、その効果を最大限に発揮させるため、普及指導員等を中核として新技術、経営、販売、加工等の多様な外部専門家が一体となって支援する体制の構築を推進しました。

#### (3) 収益性の高い部門の育成・強化

- ア 農業所得の増大を図り、農地を有効に利用していく上で、収益性の高い非食用作物についても育成・強化を図りました。特に、世界第3位の産出額を有する花きについては、教育効果の高い<sup>はないく</sup>花育活動の推進等により需要拡大を図りつつ、生販連携を通じた日持ち保証販売の推進等により輸入品に対する競争力を強化する取組を進めました。
  - イ 農産物が有する多彩な物質を生成する機能等を活かした新たな産業の創出に向けて、新たな食品素材や工業・製薬原料等になり得る機能性成分をもつ農産物の開発・発掘、製品化に向けた産地と企業のマッチング等を総合的に支援しました。
  - ウ 高度な環境制御により計画生産・出荷を可能とする植物工場の普及に向けて省エネ化、自動化等を通じた生産コストの縮減を図るモデルハウス型拠点施設での取組を支援しました。
- #### (4) 農林水産物・食品の総合的な輸出促進
- 東電福島第一原発の事故を受けた、日本産食品に対する各国の輸入規制に対しては、政府一体となって我が国が実施している安全確保のための措置等の情報提供を行うなど、輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを行うとともに、諸外国の規制措置に対応するため、放射性物質の検査体制の整備を進めました。
- また、放射性物質検査の負担を軽減するため、民間団体に対する検査費の補助に加え、都道府県や民間検査機関等による検査機器の導入に対する支援を実施しました。
- さらに、日本産食品等の安全性や魅力に関する情報を諸外国に発信したほか、海外におけるプロモーション活動の実施により輸出される日本産食品等の信頼回復に取り組みました。
- 加えて、輸出の落込みを挽回し、再び拡大するため、「農林水産物・食品輸出戦略検討会」を開催し、23年11月に輸出の拡大に向けた提言を取りまとめました。
- 輸出促進に関連する事業としては、以下の取

り組みを行いました。

ア 放射性物質の検査証明を要求する国が多数あることに対応し、都道府県または民間検査機関が輸出に取り組む事業者の輸出品にかかる放射性物質の検査（セシウム、ヨウ素などの放射性物質）を行う機器の整備等に要する費用を支援しました。

イ 輸出先国・地域に対し、日本産農林水産物・食品は、暫定規制値を下回るものしか流通・販売されていない等の正確な情報提供を行うための広報資料等を作成し、日本産農林水産物・食品の安全イメージの回復・増進に努めました。

ウ 主要な輸出先国・地域において、日本産農林水産物・食品の信頼回復や風評被害防止に向け国別に市場分析等を行いました。

エ 日本国内や諸外国における商談会、輸出セミナーをはじめ、有力海外食品見本市への出展支援など農林漁業者、食品企業等の輸出促進のための活動を支援しました。

オ 「農林水産知的財産保護コンソーシアム」や「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動等を通じた知的財産の保護の強化を推進しました。

カ（独）日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）において、中小企業の海外展開支援のため、現地におけるきめ細かなビジネスマッチング支援等商談機会の創出、主要輸出市場における調査等を実施しました。また、（独）中小企業基盤整備機構では、海外経験の少ない中小企業に対し、経営支援の一環として海外販路開拓戦略策定等を支援しました。

キ 北海道の食クラスター活動と連携し、農水産品の道外移出や輸出における物流効率化方策について調査を実施しました。

ク JETROにおいて、海外ネットワークを活用して、諸外国における日本食品の安全性検査等の規制動向について、詳細情報を23年3月下旬より順次、ウェブサイト

に掲載（48か国・地域）するとともに、サイトの更新を日々実施しました。

#### （5）農業生産資材費の縮減等

##### ア 農業生産資材費の縮減

（ア）肥料、飼料、農薬、農業機械等の農業生産資材費の縮減に向け、単肥や単肥を混合した配合肥料、エコフィード等の低コスト飼料、大型包装農薬やジェネリック農薬、中古農業機械等の低コスト生産資材の活用を推進しました。

（イ）農業者の生産資材の効率的利用を促進するため、土壌・たい肥中の肥料成分を踏まえた施肥や局所施肥等による肥料利用効率の向上、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の活用による農薬使用量の抑制、作期分散による農業機械稼働率の向上等を推進しました。また、これらの取組を都道府県や関係団体が策定している資材費低減のための行動計画に基づき促進しました。

##### イ 飼料価格高騰対策

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度を適切に運用し、国産飼料の増産や食品残さを飼料として利用する取組等を支援しました。

##### ウ 省エネルギー対策

施設園芸用省エネルギー設備のリースやヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等の先進的加温設備の導入に対する支援を実施しました。

#### 4 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

##### （1）意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保

農業者戸別所得補償制度の導入により、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備し、幅広い農業者の農業経営の安定を図るとともに、規模拡大や6次産業化の取組を推進しました。

具体的には、農業者戸別所得補償制度において「規模拡大加算」を措置したほか、意欲ある

多様な農業者の資金調達を支援するための低利融資や無担保・無保証人での融資、認定農業者が借り入れる農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の負担軽減措置、規模拡大や多角化、集落営農の組織化・法人化を図るために必要な農業用機械・施設等の整備にかかる支援、集落営農の経理担当者を養成する活動等の支援や法人化した場合の事務費の助成、農業法人等が新規就農者に対して実施する研修支援等の施策を講じました。

#### ア 家族農業経営の育成・確保

家族農業経営について、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組による経営改善を促すとともに、その際、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、「認定農業者制度」の活用を推進しました。

#### イ 集落営農の育成・確保

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進しました。

#### ウ 法人経営の育成・確保

農業経営を継続・発展させる意欲と能力を有する法人経営は、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全と有効な活用に寄与していることから、その育成・確保を推進しました。

### (2) 人材の育成・確保等

#### ア 新たな人材の育成・確保

(ア) 就農形態の多様化に対応した若者等の就農促進

- a 就農形態が多様化する中で、農内外からの意欲ある若者等の就農を促進するため、就農相談会や就農希望者と農業法人等のマッチングを支援するとともに、農業法人等に雇用される形での就農を後押しするため、農業法人等での就業体験の推進や農業法人等で働き

ながら技術習得する実践的な研修（OJT研修）の実施を支援しました。

- b 新たに農業を始めたい者へは、無利子資金の貸付けのほか、農業機械等の取得に対して初期投資の負担軽減を図る支援を行いました。

(イ) 農業研修教育の充実

- a 就農希望者の技術習得を促進し、円滑に就農できるよう、基礎から実践レベルまでの知識・技術を習得する研修や、農業現場での応用・実践的な研修等、就農希望者の多様なニーズに対応した就農効果の高い研修の実施を支援しました。
- b 道府農業大学校等での実践的な研修機会を充実するための体制整備や施設整備を支援しました。

(ウ) 障害者の就労促進

農業分野での障害者の就労を促進するため、農業法人等における障害者就労の取組の実証や普及・啓発を実施しました。

(エ) 農業分野における外国人技能実習制度の適正な運営

農業分野における外国人技能実習制度に関し、送出し国・技能実習生等のニーズに即した技能実習を促進するとともに、その運営の適正化を図るため、受入れ適正化を徹底するためのガイドンスや技能実習計画に対する助言・指導、技能実習生・農家等の相談活動等を実施しました。

#### イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の促進

(ア) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場への女性の参画を促進するため、農業協同組合の理事や農業委員に女性が一人も登用されていない組織の解消を目指し、地域組織レベルでの女性登用状況の調査・公表、女性の登

用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施しました。

(イ) 女性の経済的地位の向上と女性が活動しやすい環境づくり

女性の経済的地位の向上と女性が活動しやすい環境整備を図るため、女性農業者や起業グループが高度な経営感覚を身に付けるための、研修及び情報提供等の支援を実施しました。

(ウ) 高齢農業者の活動の促進

農村高齢者が生きいきと活躍できる環境づくりのため、高齢者グループが行う地域資源を活用した起業活動、高齢者の農作業や生活面への支援を推進するための組織づくり、健康に関する知識の普及や指導等の健康管理活動を支援しました。

**(3) 作業を受託する組織の育成・確保**

農作業の外部化により、高齢化や担い手不足が進行している生産現場の労働負担の軽減を図るとともに、規模拡大や主要部門への経営資源集中等を通じた経営発展を促進する観点から、地域の実情を踏まえつつ、生産受託組織やヘルパー組織の育成・確保を推進しました。

**(4) 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化**

**ア (株) 日本政策金融公庫**

(ア) 農業の6次産業化の推進や意欲ある多様な農業者の育成の観点から、農業改良資金の融資枠を拡充するとともに、貸付限度額を引き上げるほか、23年度に借り入れるスーパーL資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じました。

(イ) 大規模災害等に対応する民間資金を円滑に供給する危機対応円滑化業務の実施に必要な措置を講じるほか、(株)日本政策金融公庫の円滑な業務に資するため、貸付けにより生じるコストについて、一般会計から補給金・補助金を交付しました。

**イ 農業近代化資金**

23年度に認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、スーパーL資金と同様に、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じました。

**ウ 農業経営改善促進資金（新スーパーS資金）**

農業の6次産業化の推進や意欲ある多様な農業者の育成の観点から、民間金融機関と都道府県農業信用基金協会との協調融資方式による、新たな短期運転資金制度（新スーパーS資金）を創設し、本資金の借入者が無担保無保証人で基金協会の債務保証を受けられるなどの措置を講じました。

**エ 農業信用保証保険**

農業者への資金の円滑な供給が図られるよう、(独)農林漁業信用基金に対して、保険引受に必要な財務基盤の強化を図るなどの措置を講じました。

**5 優良農地の確保と有効利用の促進**

農地制度については、国内の農業生産の基盤である農地の確保とその有効利用の徹底を図る観点から21年12月に改正された「農地法」等に基づき制度を適切に運用しました。

また、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の検討については、東日本大震災からの復興対応として、都市的土地利用と農業的土地利用を一つの計画の下で一体的・総合的に行える計画制度（復興整備計画制度）を「東日本大震災復興特別区域法」（23年12月施行）に位置付けました。

**(1) 計画的な土地利用の推進**

農地の転用規制及び農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めました。

**(2) 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進**

農地の面的集積を通じた農業の生産性の向



上を図るため、農業者戸別所得補償制度の一環として、農地利用集積円滑化団体を通じて、面的集積（連坦化）された農地に利用権を設定して経営規模を拡大する意欲ある農業者を支援しました。

### （3）耕作放棄地対策の推進

ア 耕作放棄地を早急に解消するため、農業者戸別所得補償制度による農業経営を継続できる環境づくりや改正「農地法」に基づく遊休農地解消のための仕組みの適正な運用、荒廃した耕作放棄地の再生利用への支援等により、農用地区域内で約 7 千 ha を解消しました。

イ 改正「農地法」に基づき、現場で農地制度の運用を担う農業委員会が行う農地の利用状況調査、遊休農地所有者等への指導等の活動を支援しました。

## 6 農業災害による損失の補てん

災害による損失を補てんし、被災農業者の経営安定を図ることにより、農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業生産力の発展に資するため、

- ① 都道府県及び農業共済団体に対する、農業災害補償制度の適切な運営推進及び一層の加入促進の指導
- ② 災害発生時における遺漏なき被害申告、迅速かつ適正な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立等の措置
- ③ 農業共済の共済掛金及び農業共済団体の事務費等に対する助成措置を講じました。

## 7 農作業安全対策の推進

年間約 400 件発生している農作業死亡事故の低減に向け、

- ① 事故実態に基づき、重点化した安全指導や農業機械の安全基準の見直し等を進めるため、対面調査等による農作業事故原因の詳細分析を実施
- ② 農作業死亡事故の中で最も多いトラクターの転落・転倒事故による死亡者を低

減するため、携帯電話等によるトラクター転倒事故通報システムの実用化試験や転倒事故の救命効果が高い安全フレーム装着トラクターへの更新

- ③ 行政機関や民間事業者等の関係者の協力の下、春と秋に実施する「農作業安全確認運動」等を通じ、農業者の安全意識の向上を図るほか、農業機械の安全対策に関する研究を進めました。

## 8 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保安全管理・整備

食料自給率が低迷する中で、農業生産基盤の保安全管理と整備について、より効果的・効率的に実施するため、施策体系や事業の仕組み等の抜本的な見直しを進め、老朽化施設の長寿命化対策を推進するとともに、自給率と生産性の向上に直結する農地整備などに重点化しました。

### （1）国民の食料を支える基本インフラの戦略的な保安全管理

#### ア 農業用水の安定供給の確保

- （ア）食料供給力の基盤となる農業用水の安定供給を確保するため、農業水利施設の適切な整備・更新を進めました。
- （イ）農業水利施設のライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべての費用）の低減を図るため、既存施設の劣化状況や規模に応じた保安全管理を行うストックマネジメントについて、各種事業の推進と並行し、技術水準の向上を図る取組等を進めました。
- （ウ）地域の特性に応じた多様な畑作物の生産、品質の向上、安定供給を図るため、畑地かんがい施設等を総合的に整備しました。

#### イ 農地等にかかる総合的な防災対策

- （ア）集中豪雨や台風等による農用地・農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するとともに、土壌汚染の除去、農業用排水の汚濁の除去等を図るため、ため池、排水機場等の農業用施設の整

備、地すべり対策等の農地防災対策を実施しました。

- (イ) 津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施しました。

### (2) 地域の裁量を活かした制度の推進

地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域のニーズに応じた農業農村、森林、水産分野の整備を支援しました。

### (3) 食料自給率の向上等に資する農業生産基盤整備の推進

食料自給率向上のため、麦・大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を可能とする水田の汎用化等の基盤整備を推進しました。

### (4) 農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備の実施

「田園環境整備マスタープラン」を踏まえ、地域住民やNPO等による保全活動とも連携しつつ、生態系や景観等の農村環境の保全・形成に配慮した基盤整備を推進しました。

### (5) 効率的・効果的な事業の実施

事業を効率的かつ効果的に進めるため、「農業農村整備事業等コスト構造改善プログラム」に基づき、前年度に引き続きコストの縮減に資する取組を推進しました。

## 9 持続可能な農業生産を支える取組の推進

### (1) 環境保全型農業の推進

ア 我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進するため、「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」(21年3月策定)の普及・定着、持続性の高い農業生産方式の導入の促進、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組とセットで、カバークロップの作付け、有機農業等環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対する直接支援に取り組みました。

イ 環境保全型農業に取り組むエコファーマーの全国ネットワーク活動を進め、交流

会や技術研修会による相互研鑽<sup>けんさん</sup>を通じて、点の取組を面的・全国的に展開しました。

- ウ 「有機農業の推進に関する法律」(18年12月施行)及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」(19年4月策定)に基づき、有機農業への参入促進や普及・啓発の取組、有機農業の振興の核となる地域の育成を推進するとともに、技術の研究開発、研究成果の普及等、有機農業の推進体制の整備を図りました。

- エ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(11年7月施行)の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、耕畜連携の強化やニーズに即したたい肥づくり等を推進しました。

### (2) 環境保全機能に関する直接的な助成手法の実施

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止及び生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を実施しました。

## V 農村の振興に関する施策

### 1 農業・農村の6次産業化の推進

#### (1) 「地域資源」を活用した「産業」の創造

ア 農林水産業及び農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林漁業者による6次産業化を促進するとともに、技術革新や商工業の技術・経営ノウハウの導入といった農商工連携等を通じ、様々な資源活用の可能性を追求しました。その際、潜在的な需要を開拓して新たな素材や新商品を開発するとともに、他産業における革新的な活用方法の創出と新たなビジネスモデルの創造を推進しました。

イ 農林水産業・農山漁村に豊富に存在する資源と様々な産業の先端技術を結び付けた、新たな産業の創出に向け、「緑と水の

環境技術革命総合戦略」(23年2月策定)に基づき、重点分野や新技術の事業化に向けた市場規模・技術課題等に関する調査や新技術の開発実証を支援しました。

ウ 地域資源を活用した新事業の創出を担う人材を育成するプログラムの開発・改良及び実証講義を実施しました。

エ 北海道の高品質な食と、関連する良好な景観・建築物等を一体的に活用し、地域産業の活性化や観光振興を図るため、地域の風土・歴史に根差した地域ブランドを創出する認証制度の構築等を検討しました。

### (2) バイオマスを基軸とする新たな産業の振興

稲わら、せん定枝等の未利用資源、食品残さ等の廃棄物といったバイオマスを活用し、エネルギーやプラスチック等の製品を生産する地域拠点の整備に向け、そのためのビジネスモデルを検討するとともに、これらの取組に必要とされる技術の開発・実証等を推進しました。

### (3) 農村における再生可能エネルギーの生産・利用の推進

農山漁村に豊富に存在する土地、水、風、熱、生物資源等のエネルギー源を有効活用し、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進するため、農山漁村における再生可能エネルギーの具体的な導入可能性を調査する取組を支援しました。

## 2 都市と農村の交流等

### (1) 新たな交流需要の創造

ア グリーン・ツーリズム等、食をはじめとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援しました。

イ 観光に係る府省の連携による都市と農村の交流を促進するとともに、多様な主体の協調・連携による都市と農村の共生・対流を促進する取組を展開しました。

ウ 観光地域づくりの取組を持続的なものに

し、観光交流人口の拡大による自立的な地域経済の確立を図るため、地域と市場をつなぐ窓口として、地域の資源を活かした着地型旅行商品の企画・販売等を行う事業体「観光地域づくりプラットフォーム」形成のための取組を総合的に支援しました。

### (2) 人材の確保・育成、都市と農村の協働

ア 集落の活性化を担う人材の確保・育成を安定的に支えるため、集落がかかえる課題の分析、活性化活動への従事を希望する都市部の人材の募集、集落と人材のマッチング、課題解決に向けた実践研修活動に取り組む集落を支援しました。

イ 空き家情報等の集落への定住に関する情報提供体制の整備や定住後のサポート体制の構築等、都市から農村への定住等の促進に向けた地域の取組を支援しました。

ウ 空き家住宅等の再生・活用等を推進する地方公共団体等を支援しました。また、二地域居住について、国の実施すべき具体的施策等を関係府省の連携により推進しました。

エ 条件不利地域(過疎、山村、離島、半島、豪雪地域)において、交流の促進等を図るために、市町村等が行う地域内の既存公共施設を活用する施設整備等を支援しました。

### (3) 教育、医療・介護の場としての農山漁村の活用

ア 農山漁村が有する教育的効果に着目し、農山漁村を教育の場として活用するため、関係府省が連携し、小学生が農山漁村において宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進するとともに、農山漁村を教育、観光、医療・介護の場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組を支援しました。

イ 河川における交流活動を活性化のため、「子どもの水辺」再発見プロジェクト」及び水辺整備等を実施しました。

ウ 「歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン」(15年5月策定)に基づき、景観整備・散策路整備等の周辺整備等を実施しました。

また、歴史的砂防施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源の核に位置付けるなど、新たな交流の場の形成を図りました。

エ エコツーリズムによる地域活性化を図るため、人材・プログラムづくりと施設整備を含む基盤づくりを実施しました。このうち人材・プログラムづくりについては、地域の自然や生き物等の生物多様性を保全しつつ、活用するエコツーリズムを推進するために、地域コーディネーターによるプログラムやルールづくり、ネットワークづくり等に主体的に取り組む地域を支援しました。

オ 自然に関する知識や経験等を備え、その大切さや魅力を伝える人材の育成、協議会への技術的助言、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集・提供等を実施しました。

### 3 都市及びその周辺の地域における農業の振興

都市農業の役割や都市住民のニーズ、市街化区域内農地の性格等を踏まえ、これまでの都市農地の保全や都市農業の振興に関連する施策の在り方について、幅広い視点で検討を進めるため、有識者、関係者等からなる検討会を開催するとともに、市民農園や体験農園等の開設・運営、援農ボランティアの育成、地域農産物を活用した商品開発、用水路の改修等の取組を支援しました。

### 4 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

#### (1) 農村コミュニティの維持・再生

##### ア 良好な農村景観の形成等

(ア) 良好な農村景観の再生・保全を図るため、コンクリート水路沿いの植栽等、

土地改良施設の改修等を推進しました。

(イ) 農村環境の魅力を再認識するための調査や分析、それらを活用した交流会の開催や地域のブランド化等の集落の取組を支援することにより、農村地域の活性化を図りました。

(ウ) 河川の蛇行復元や湿地の冠水頻度の増加等、自然再生事業を実施しました。

(エ) 魚類等の生息環境改善や人と自然がふれあえる地域整備を図るため、河川やため池等の水路結合部の段差解消による水域の連続性の確保、生物の生息・生育環境を整備・改善する魚のすみやすい川づくりを実施しました。

##### イ 経済の活性化を支える基盤の整備

(ア) 日常生活の基盤としての市町村道から国土構造の骨格を形成する高規格幹線道路に至る道路ネットワークの整備を推進しました。また、地方道については、各地域の事業等の計画と整合をとり計画的に整備を支援しました。

(イ) 農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進しました。

(ウ) 「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援しました。

(エ) 都市と農村地域を連絡するなど、地域間の交流を促進し、地域の活性化に資する道路の整備を推進しました。

##### ウ 農村コミュニティの維持・再生のための取組

地域住民主体によるコミュニティ再生の取組の拡大を図るため、「食と地域の交流促進対策交付金」を軸として、関係府省が連携しつつ、教育の場としての農山漁村の活用、グリーン・ツーリズム等、地域資源を活用した地域の活性化や、食料品や日用品の提供機会の確保といった、農山漁村での生活条件を確保する取組等を推進しました。

## (2) 中山間地域等直接支払制度

- ア 農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たり、条件不利地域における適切な補完となるように見直した上で、引き続き農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度に基づく直接支払いを実施しました。
- イ 高齢化の進行を踏まえ、高齢者へのサポート体制や集落間の連携等安定的な受皿をつくることにより、農業生産活動の維持を図りました。
- ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保や生産性の向上等を推進するなどにより、中山間地域等における自律的かつ安定的な農業生産活動を促進しました。

## (3) 農地・水保全管理支払

- ア 農地・農業用水等の資源や環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみの効果の高い共同活動を支援しました。
- イ 地域共同による農地・農業用水等の保全管理に加え、老朽化が進む農業用排水路・農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の取組を行う集落を直接支援しました。

## (4) 鳥獣被害対策の推進

- ア 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(20年2月施行)に基づき市町村による被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を推進しました。
- イ 市町村が作成する被害防止計画に基づく、鳥獣の捕獲体制の整備、箱わなの導入、侵入防止柵の設置、犬を活用した追い払い、緩衝帯の設置、捕獲獣を地域資源として利用するための処理加工施設の整備等の取組を推進しました。
- ウ 東日本大震災や東電福島第一原発の事故に伴う捕獲活動の低下による鳥獣被害の拡大を抑制するための侵入防止柵の整備を推進しました。
- エ 鳥獣の生息環境にも配慮した森林の整備・保全活動等を推進しました。

オ 地域における技術指導者の育成を図るため、普及指導員、市町村職員、農林漁業団体職員等を対象とする研修を実施しました。

カ 野生動物の種類や数を高精度で判別できるセンサーを用いた効率的な捕獲システム等の開発を推進しました。

キ 地域ブロック単位の連絡協議会の積極的な運営や、鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進しました。

## (5) 快適で安全・安心な農村の暮らしの実現

### ア 生活環境の整備

(ア) 農村における効率的・効果的な生活環境の整備

a 地域再生等の取組を支援する観点から、地方公共団体が策定する「地域再生計画」に基づき、関係府省が連携して道路や污水处理施設の整備を効率的・効果的に推進しました。

b 農業の持続的な発展を図るとともに、地域の創造力を活かした個性的で魅力あるむらづくり等を推進するため、関係府省が連携しつつ、農業生産基盤と農村の集落基盤の一体的な整備を推進しました。

c 農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的な生活環境の整備を推進しました。

(イ) 交通

a 交通事故の防止、交通の円滑化を確保するため、歩道の整備や交差点改良等を推進しました。

b 生活の利便性向上や地域交流に必要な道路、都市まで安全かつ快適な移動を確保するための道路の整備を推進しました。

c 生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な

障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援しました。

- d 地域住民の日常生活に不可欠な交通サービスの維持・活性化、輸送の安定性の確保等のため、島しょ部等における港湾整備を推進しました。

#### (ウ) 衛生

- a 下水道、農業集落排水施設及び浄化槽等について、市町村の意見を反映した上で近年の人口減少等も踏まえ、都道府県が「都道府県構想」を見直すとともに、地域の特性に応じた計画的・効率的な整備を推進しました。
- b 下水道、農業集落排水施設においては、既存施設について、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を進めるための「ストックマネジメント手法」の導入を推進しました。
- c 農村における汚水処理施設整備を効率的に推進するため、農業集落排水施設と下水道との連携及び農業集落排水施設と浄化槽との一体的な整備を推進しました。
- d 農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥や処理水の循環利用を推進しました。
- e 下水道や農業集落排水施設等複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設の整備を図る汚水処理施設共同整備事業（MICS）や従来の技術基準にとらわれず地域の実情に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法の導入を図る「下水道クイックプロジェクト」（18年11月策定）等により、効率的な汚水処理施設の整備を推進しました。
- f 人口散在地域ほど経済的な汚水処理施設である浄化槽の整備を推進します。特に、地球の温暖化対策の促進を図るとともに、単独処理浄化槽から合併処

理浄化槽への転換を促進するため、転換に伴う単独処理浄化槽の撤去補助を使いやすくするとともに、低炭素社会対応型浄化槽（省エネルギータイプ）の整備へ助成しました。

#### (エ) 情報通信

高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路、港湾、下水道において公共施設管理の高度化を図るため、光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等のネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバやその収容空間を開放しました。

#### (オ) 住宅・宅地

- a 優良田園住宅による良質な住宅・宅地供給を促進し、質の高い居住環境整備を推進しました。
- b 地方定住促進に資する地域優良賃貸住宅の供給を促進しました。

#### (カ) 文化

- a 「文化財保護法」（昭和25年8月施行）に基づき、農村に継承されてきた民俗文化財に関して、特に重要なものを重要有形民俗文化財や重要無形民俗文化財に指定するとともに、その修理・防災や伝承事業等に対する補助を行いました。
- b 重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財に関しても、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて登録有形民俗文化財に登録しました。
- c 棚田や里山等の文化的景観や歴史的集落等の伝統的建造物群のうち、特に重要なものをそれぞれ重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区として選定し、修理・防災等の保存及び活用に対して支援しました。

#### (キ) 公園

都市計画区域の定めのない町村にお

いて、スポーツ、文化、地域交流活動の拠点となり、生活環境の改善を図る特定地区公園の整備を推進しました。

## イ 医療・福祉等のサービスの充実

### (ア) 医療

「第 11 次へき地保健医療計画」(23～27 年度)に基づき、へき地診療所等による住民への医療提供等農村を含めたへき地における医療の確保を推進しました。

### (イ) 福祉

介護・福祉サービスについて、地域密着型サービス拠点等の整備等を推進しました。

## ウ 安全な生活の確保

(ア) 山腹崩壊、土石流等の山地災害等を防止するため、復旧治山等の事業の実施を通じて地域住民の生命・財産及び生活環境の安全を確保しました。

(イ) 山地災害危険地区における治山事業について、地域における避難体制の整備等との連携により、減災に向けた効果的な事業を実施しました。

(ウ) 自力避難の困難な障害者等災害時要援護者関連施設に隣接する山地災害危険地区等において治山事業を計画的に実施しました。

(エ) 床上浸水被害が頻発するなどの度重なる水害が発生し、生活に大きな支障がもたらされている地域において、被害の防止・軽減を目的として、治水事業を実施しました。

(オ) 近年、死者を出すなど甚大な土砂災害が発生した地域の再度災害防止対策を重点的に実施しました。

(カ) 人命の保護を図るため、将来起こり得る大規模地震等に起因するがけ崩れ等により地域に甚大な被害を起こすおそれのあるか所において、施設整備を実施しました。

(キ) 病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を保全対象に含む危険か所

にかかる砂防事業を実施しました。

(ク) 地域の防災拠点等を保全する施設の整備や「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(13 年 4 月施行、以下「土砂災害防止法」という。)に基づく警戒避難体制の整備を実施し、ハード・ソフト一体となった効率的な土砂災害対策を実施しました。

(ケ) 「土砂災害防止法」に基づく土地利用規制や、土砂災害警戒情報の提供等を実施し、ソフト対策を強化しました。また、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、「土砂災害防止法」に基づき、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を関係市町村へ通知するとともに一般に周知しました。

(コ) 農地災害等を防止するため、ハード整備に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの構築や減災のための指針づくり等のソフト対策を推進し、地域住民の安全な生活の確保を図りました。

(サ) 橋梁の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進しました。また、冬期の道路ネットワークを確保するため、道路の除雪、防雪、凍雪害防止を推進しました。

## VI 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

### 1 技術・環境政策等の総合的な推進

#### (1) 革新的な技術開発の推進

様々な農政の課題に技術面での確に対応するため、「農林水産研究基本計画」(22 年 3 月策定)に基づき、以下の施策を推進しました。

#### ア 食料供給力の強化を図る研究開発

(ア) 食用米と識別性のある超多収飼料用米品種、飼料用米の調製・給与技術等

の開発を推進しました。

(イ) パン・中華めん用の小麦やなたね等の高品質品種、大豆、小麦等の湿害回避技術の開発を推進しました。

(ウ) 農作業負担を軽減する農業自動化システムや農作業アシストシステムの開発を推進しました。

#### イ 新需要を創出する付加価値の高い農産物、食品、新素材、医薬品等の開発

(ア) 農林水産物・食品の機能性成分が有する疾病予防機能の科学的根拠の獲得手法や機能性成分を多く含む品種の開発等を推進しました。

(イ) LED等の人工光源や波長等の光質制御が可能な被覆資材等により、野菜の品質向上や花きの生育・開花及び品質をコントロールする技術の開発を推進しました。

(ウ) 遺伝子組換えカイコによる人工血管・軟骨再生素材等の医療用素材の動物での安全性・有効性の確認と抗体タンパク質等の検査用試薬の実用化を推進しました。

(エ) 密閉型植物工場において、遺伝子組換え植物を活用したワクチン・機能性食品等有用物質生産の実用化のために使用エネルギー効率の高い生産技術、品質管理技術を開発しました。

#### ウ 地球温暖化等環境問題に対応する技術の開発

(ア) 農林水産分野における温暖化緩和技術として、温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明、温室効果ガスの排出削減技術、森林や農地土壌等の吸収機能向上技術の開発を推進しました。

(イ) 有機資源の循環利用や微生物を利用した化学肥料や農薬の削減技術、養分利用効率の高い施肥体系、土壌に蓄積された養分を有効活用する管理体系等の確立を推進しました。

(ウ) 農林水産分野における温暖化適応技術として、精度の高い収量・品質予測

モデル等の開発を推進し、気候変動の農林水産物への影響評価を行うとともに、温暖化の進行に適応した生産安定技術の開発を推進しました。

(エ) ゲノム情報を最大限に活用して、高温や乾燥等に適応する品種の開発を推進しました。

(オ) 野菜の新品種の開発を民間企業と試験研究機関等の共同開発等を通じて推進しました。

(カ) 稲わら等作物の非食用部や木質バイオマスから、低コスト・高効率にバイオ燃料を生産する技術開発や、石油化学製品に代替するバイオマスマテリアルの製造技術開発等を推進しました。

(キ) 環境保全型農業施策等を効果的に推進するため、天敵等を対象に生物多様性の指標を選定し、それをを用いた評価手法を開発しました。

#### (2) 研究開発から普及・産業化までの一貫支援

ア 研究成果を確実に普及・実用化につなげていくため、民間等の幅広い分野の人材、情報等を活用し、研究マネジメント機能のさらなる強化を推進しました。

イ 研究段階に応じて人材、研究資金等を機動的かつ一体的に運用する視点に立って、農林水産業・食品産業等におけるイノベーションにつながる革新的な技術シーズを開発するための基礎研究及び開発された技術シーズを実用化に向けて発展させるための研究開発を推進しました。

ウ 研究開発から産業化までを一貫して支援するため、大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援するとともに、公的研究機関の開発した新品種・新技術、民間企業における機能性農作物に関する研究結果や、地域特産物等の機能性を活かした新食品・新素材の事業化を推進しました。

エ 地域の大学、試験場、企業等に対し、コー



ディネーターが産学官の連携を支援するとともに、事業化可能性調査、技術交流展示会、人材育成研修等を一体的に支援しました。

オ 農業技術に関する近年の研究成果のうち、早急に生産現場への普及を推進する重要な技術を「農業新技術 2012」として選定し、関係機関相互の緊密な連携の下、生産現場への普及推進に取り組みました。

カ 産地においては、普及指導センターと大学、企業、試験研究機関等が連携しつつ、技術指導を核に総合的な支援を展開するなど、研究成果の普及・実用化体制の強化を推進しました。

### (3) 地球環境問題への貢献

#### ア 地球温暖化対策への貢献

(ア) 農林水産分野における温室効果ガス排出削減を推進するため、施設園芸において燃油削減に資する省エネ設備の導入や施肥の適正化を推進しました。

(イ) 農地の炭素貯留量の増加につながる土壌管理等の営農活動の普及に向け、炭素貯留効果等の基礎調査を行いました。

(ウ) 化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組とセットで、カバー作物等の地球温暖化防止に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を実施しました。

(エ) 温室効果ガスのさらなる排出削減のため、農林水産分野において、排出削減量を認証シクレジットとして取引する制度、排出削減効果の「見える化」等の新たな地球温暖化対策を推進しました。

(オ) バイオマスの変換・利用施設等の整備等を支援し、農山漁村地域におけるバイオマス等の再生可能エネルギーの利用を推進しました。

(カ) 地球温暖化対策研究戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化防止技術・適応技術の開発等を推進しました。

(キ) 世界的な温室効果ガスの排出削減や

気候変動による影響への適応を進めるため、国際的な研究・技術協力を積極的に実施しました。

#### イ 循環型社会形成への貢献

(ア) バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標等を定めた「バイオマス活用推進基本計画」(22 年 12 月策定)に基づき、同計画に基づく施策を推進しました。

(イ) バイオマスの効率的な収集・変換等の技術の開発、システムの構築を進めることとし、以下の取組を実施しました。

a 国産バイオ燃料の本格的な生産に向け、原料供給から製造、流通まで一体となった取組のほか、食料・飼料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術を確認する取組、バイオ燃料の本格普及に向けた取組を支援しました。

b 農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用の促進を図り、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を推進するため、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(20 年 10 月施行)に基づく「生産製造連携事業計画」の認定を行い新設されたバイオ燃料製造設備について、固定資産税の軽減措置を実施しました。

c 国産バイオマスエネルギーの生産コストを大幅に低減するため、バイオ燃料製造技術の開発を加速化するとともに、バイオ燃料製造時の副生成物の利用拡大に関する実証研究、バイオマスマテリアル製造技術の開発、バイオマス循環利用モデルの構築、藻類の利用技術の開発等を推進しました。

d 下水道を核とした資源・エネルギーの循環等のため、官民連携により、バイオマスである下水汚泥の利活用や、

下水汚泥等に含まれるりんの回収を推進しました。

- (ウ) 国際機関や日本で開催された会合等におけるバイオマスに関する技術移転、開発途上国における能力強化支援、バイオ燃料の持続性の基準・指標の策定等の国際的な議論に積極的に参画し、バイオマスの普及と持続可能な利用を促進するとともに、東アジアにおけるバイオマスの活用推進に向けた取組を実施しました。

#### ウ 生物多様性保全への貢献

- (ア) 有機農業や冬期湛水<sup>たんすい</sup>管理等、生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を推進しました。
- (イ) 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットでこれらに取り組む農業者への直接支援に取り組みました。
- (ウ) 環境保全型農業の効果を示す生物種(昆虫等)を指標として明らかにして、農業現場で利用可能な簡便な評価手法を開発するとともに、その結果をマニュアルとして公表しました。
- (エ) 様々な環境データから生物の生息可能性を定量的に把握・予測する評価手法を開発しました。
- (オ) 水田魚道の設置等、生態系に配慮した水田や水路等の整備技術を開発し、普及を推進しました。
- (カ) 生物多様性保全面からみた農林水産業や農山漁村資源管理活動の経済的評価に関する国内外事例を調査し、日本の農林水産業の実情に適した評価手法を検討しました。
- (キ) カルタヘナ議定書締約国会議議長国として、開発途上国がカルタヘナ議定書を実施するために必要となる能力開発を推進するため、開発途上国の能力開発のためのワークショップを実施しました。
- (ク) 遺伝子組換え農作物に関する取組に

ついては、生物多様性に及ぼす影響についての科学的な評価、安全性未確認の遺伝子組換え農作物に対する水際検査、国内の生産状況等の調査を実施しました。

#### (4) 知的財産の保護・活用

- ア 技術開発の成果等の実用化を一層効果的に実施していくことを目的に、研究者等を対象とした研修を開催するなど農林水産知的財産ネットワークの活動を充実しました。
- イ 技術移転機関(TLO)を活用して農林水産省所管の試験研究独立行政法人が保有する知的財産権の産業界への移転を促進しました。
- ウ 「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の活用による地域ブランド化に取り組む主体とそれを支援する者との交流促進、農林水産物・食品の地域ブランド化のための知的財産制度関係支援活動、「農林水産物・食品の地域ブランド確立に向けたガイドライン」の効果検証等、地域ブランド施策を推進しました。
- エ 地元の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的な広告・宣伝や観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組を支援し、農山漁村の活性化を図りました。
- オ 地域の生産者等と協業し、日本産食材の利用拡大や日本の食文化の海外への普及等に貢献した料理人を顕彰する制度として22年度に創設された「料理マスターズ」を23年度も実施し、8名の料理人にプロンズ賞を授与しました。
- カ 普及指導員等が現場で適切な相談対応を行えるよう、普及指導員等の知的財産に関する知識の向上を図りました。
- キ 我が国の植物新品種を海外においても適切に保護するため、植物品種保護制度の

整備が遅れている東アジア地域において、制度の共通の基盤づくりを目指し、国際的に調和のとれた制度整備・充実を進めるため「東アジア植物品種保護フォーラム」の下で引き続き技術協力、人材育成等の協力活動を推進しました。

ク 将来の東アジア地域における植物品種保護制度の共通化を視野に、そのモデルとなる EU の制度を調査しました。

ケ 我が国の地名、品種名等の中国等での商標出願・登録について、一元的に監視を実施する「農林水産知的財産保護コンソーシアム」の活動を充実・強化しました。

コ 和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、精液の流通管理の強化、和牛の改良・生産体制の強化等を推進しました。

サ 前年度に行った AI（アグリインフォマティクス）システムにおける知的財産としての管理手法等の検討結果を踏まえ、「アグリプラットフォームコンソーシアム」における AI システムの開発・実用化に向けた取組を支援しました。

シ 我が国の高品質な農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、地理的表示の保護制度を導入することとし、その検討に当たり、国際的な動向を踏まえ、適切な時期に制度を創設できるよう有識者等による研究会を立ち上げました。

## 2 「農」を支える多様な連携軸の構築

### (1) 「食」に関する将来ビジョンの推進

国民全体の参加を促すため、「食」に関する将来ビジョン」の内容を周知するとともに、以下のとおり本ビジョンの推進に取り組みました。

ア 6次産業化については、「六次産業化法」に基づき総合化事業計画の認定を 709 件（24 年 3 月末現在）行ったほか、ボランティア・プランナー、6次産業化プランナー等による農林漁業者等へのサポート体制の整備や、施設等の整備の支援を実施しました。このほか、産学官等の参画

機関が連携して持続的・発展的なイノベーションの創出に取り組む「地域イノベーション戦略推進地域」を選定しました。

イ 日本食文化の世界無形遺産登録については、専門家による検討会を開催し、24 年 3 月にユネスコへ登録申請を行いました。

ウ 輸出促進については、「農林水産物・食品輸出戦略検討会」が、提言として 5 つの戦略からなる「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」を取りまとめました。また、海外における情報発信等を行い、日本産食品の信頼回復等に取り組みました。

エ 農山漁村コミュニティの再生等については、「交流」による地域活性化に重点を置いた交付金を創設し、農山漁村を観光などの場として活用するグリーン・ツーリズムなどの取組を支援しました。

オ 再生可能エネルギーについては、国産バイオ燃料の本格的な生産に向け、原料供給から製造、流通まで一体となった取組のほか、稲わら等作物の非食用部や木質バイオマスから、低コスト・高効率にバイオ燃料を生産する技術開発を推進しました。

カ 環境保全については、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者や、森林資源を活用して里山林の再生に取り組む地域住民を支援しました。

キ 医食農連携については、医食農連携による事業化の促進へ向けたグランドデザインを策定したほか、被災地域で仮設住宅入居者等が利用できる農園を設置し、被災者の農作業を通じた心身のケアを行うモデル的な取組への支援を行いました。

ク 生涯食育社会の構築に向け、世代区分等に応じた具体的な食育の内容を提示する「食育ガイド」（仮称）の作成に向けた検討を行いました。

ケ 国民運動の展開については、「フード・アクション・ニッポン」などの国民運動について各府省で相互に連携して実施しました。

コ 総合的な食料安全保障については、食料

## VII 団体の再編整備等に関する施策

の安定供給に影響を与える可能性のある不安要因について、リスクの発生の可能性や影響の分析手法等について具体的な検討を行いました。

**(2) 食と農の結び付きに関する情報発信の強化と既存施策の重点化**

ア 「農」を支える連携軸の基礎となる、農業・農村の価値や役割、我が国の食文化、健全な食生活といった食と農の結び付きに関する様々な情報を、講演やホームページ等を通じ、消費者等に対してわかりやすく発信する取組を推進しました。

イ 米粉用米の生産拡大に対応した利用促進、国産農産物の消費拡大、農商工連携、都市と農村の交流等、複数の者の連携に着目した施策について、情報発信の強化、コーディネーター等によるマッチングの充実、関係者間のネットワークの強化等を図り、連携軸として発展させました。

**(3) 関係者のマッチング等の充実と人材の確保**

連携軸を構築しようとする消費者、生産者、事業者、NPO、大学、研究機関が適切な相手先を円滑に確保できるよう、知識・技術等に関するコーディネートや交流会の開催等、関係者間のマッチング機会の拡充を進めました。また、このようなコーディネーターや仲介機関の育成を推進しました。その際、地方支分部局を含め、国の職員も連携のベースとなる人材ネットワークづくりや各種相談機会の拡充を通じ、連携軸の構築・強化を行いました。

**(4) 連携軸の取組に関する国民理解の促進と具体的行動の喚起**

消費者が農業者と農産物取引の事前契約を行う農業である「地域支援型農業」(CSA)について、先導的な取組や成功例を広く発信しました。

**(1) 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策**

国民に対する食料の安定的な供給や国内の農業生産の増大等の実現に向けて、農業協同組合の機能や役割が発揮できるよう効率的な再編整備を進めました。

**(2) 農業委員会組織の体制強化に関する施策**

ア 農業委員会の業務の効率的かつ効果的な実施、農業者に対するサービスの向上を図るため、農地情報のデータベース化や、農地の権利取得等及び農業経営の相談に対応する農地相談員の設置を支援するとともに、農業委員等の能力向上を図るための研修会の開催を支援しました。

イ 農業委員会の活動の透明性の向上・実行性の確保を図るため、総会等の議事録を要約せずすべて公開することや、遊休農地の解消目標面積、意欲ある農業者への農地の集積目標面積等を記載した活動計画を策定することを指導し、その取組状況を23年度予算の配分に反映しました。

**(3) 農業共済団体の組織体制強化に関する施策**

農業共済団体が将来にわたって安定的な事業運営基盤を確保し、より一層の合理的で効率的な運営を行うよう、1県1組合化への移行を含めた組織体制強化の取組を指導しました。

**(4) 土地改良区の再編整備に関する施策**

土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、広域的な統合整備構想の策定及び合併等を支援しました。

**VIII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

**1 官民一体となった施策の総合的な推進**

**(1) 国、地方をはじめとする関係者の適切な役割分担**

**ア 施策の総合的な推進**

食料自給率の向上に向けた取組をはじめ、政府一体となって実効性のある施策を推進しました。

**イ 農林水産分野の情報化と電子行政の実現**

(ア) 農山漁村地域の活性化に資するための農林水産分野の情報化に向けて、関係府省間で、推進上の課題等の情報共有を図りました。

(イ) 国民の利便性・サービスの向上等を図るため、国民に広く利用されている行政手続のオンライン利用や業務・システムの最適化等を推進しました。

**ウ 効果的・効率的な技術・知識の普及指導**

生産現場における様々な農政課題の解決を図るため、国と都道府県が協同して、高度な技術・知識をもつ普及指導員を設置し、普及指導員が農業者に直接接して行う技術・経営指導等を推進しました。

**(2) 効果的・効率的な施策の推進体制の整備**

施策の具体的内容等が生産現場等に速やかに浸透するよう、関係者に対する周知・徹底、人材の育成や組織づくりを促進しました。

**2 国民視点に立った政策決定プロセスの実現**

**(1) 国民の声の把握**

**ア** 透明性を高める観点から、国民のニーズに即した情報公開、情報の受発信を推進しました。

**イ** 幅広い国民の参画を得て施策を推進するため、国民との意見交換等を実施しました。

**(2) 科学的・客観的な分析**

**ア 施策の科学的・客観的な分析**

施策の立案から決定に至るまでの検討過程において、できる限り客観的なデータに基づいた計量経済分析等の科学的な手法を幅広く導入したり、国民にわかりやすい指標を開発したりするなど、施策を科学的・客観的に分析し、その必要性や有効性を明らかにしました。

**イ 政策展開を支える統計調査の実施と利用の推進**

食と農林漁業の再生実現に向けた重要施策の推進に必要な情報インフラを整備しました。

(ア) 農業者戸別所得補償制度の実施を支える統計データを整備するため、24年産調査から米、小麦及び大豆生産費の標本数を拡充するとともに、必要な生産費調査及び単収等を把握する調査を引き続き実施しました。

(イ) 農業・農村の6次産業化による農業者等の所得向上や雇用確保の状況、再生可能エネルギーの利用実態等の状況を把握するため、農業者等による6次産業化への種々の取組に関する総合調査を実施しました。

(ウ) 20年度及び21年度から市場化テスト(包括的民間委託)を導入した統計調査を引き続き実施しました。

(エ) GIS(地理情報システム)を活用したメッシュ母集団情報に基づく標本調査のための運用体制を整備しました。

**(3) 施策の進捗管理と政策評価の適切な活用**

**ア** 「平成23年度食料・農業・農村の動向」において、「食料・農業・農村基本計画」に記載された施策の進捗状況の検証を行いました。

**イ** 政策評価については、「平成23年度における政策評価の実施について」(23年4月27日総務省行政評価局長通知)を踏まえ、標準様式の導入や事前分析表の作成等、目標管理型の政策評価の改善方策に

かかる試行的取組を行いました。

### 3 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で大胆に予算の重点化を行い、財政措置を効率的に運用しました。

## IX 災害対策

23年3月に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震、津波及び東電福島第一原発の事故により、東北地方の太平洋沿岸部を中心に全国の広範囲な地域の農地や農業関連施設等に甚大な被害を及ぼしました。

また、23年度は、7月の台風第6号、前線による7月から8月の豪雨、8月から9月の台風第12号、9月の台風第15号がありました。

これらの災害に対して、被害状況の早期把握に努めるとともに、以下の施策を講じました。

#### 1 災害復旧事業の早期実施

農地・農業用施設、林地荒廃、治山施設、林道施設、漁港等の被害に対して、災害復旧事業等により早期復旧を図りました。

#### 2 激甚災害指定

特に災害が大きかった以下の災害等については、激甚災害に指定し、災害復旧事業費に対する地方公共団体等の負担の軽減を図りました。

- (1) 「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害（東日本大震災）」
- (2) 「平成23年7月17日から同月20日までの間の暴風雨による災害（台風第6号）」
- (3) 「平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨による災害（新潟・福島豪雨）」
- (4) 「平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第12号）」
- (5) 「平成23年9月15日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第

15号)」

#### 3 被害農林漁業者等の資金需要への対応

災害の被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係機関に対して依頼通知を发出しました。

#### 4 共済金の迅速かつ確実な支払

災害発生時における遺漏なき被害申告、迅速かつ適正な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立等が図られるよう、農業共済団体を指導しました。

#### 5 その他の施策

地方農政局等を通じ、台風等の暴風雨、高温による農畜産物被害に対する農業者等への適切な技術指導が行われるよう通知を发出しました。